



神奈川県

福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課

認定こども園の 認可・認定等の手引き (法令編)

令和8年10月

目 次

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則	1 頁
幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例	17 頁
幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則	31 頁
幼保連携型認定こども園の設置認可に係る取扱基準	33 頁
幼保連携型認定こども園設置認可等の事務取扱要綱	42 頁
認定こども園の要件を定める条例	53 頁
神奈川県認定こども園の要件に関する取扱基準	63 頁
神奈川県認定こども園の認定等に関する手続き要綱	73 頁
参考様式	92 頁

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則

(設置等の届出)

第1条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「省令」という。）第15条第1項に規定する届出書は、幼保連携型認定こども園設置届（第1号様式）とする。

2 前項の届出書には、次条第2項第1号から第5号まで、第10号、第11号及び第13号に掲げる書類を添えなければならない。

3 省令第15条第2項の規定による届出（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第16条の規定による届出を行った市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市及び同法第252条の22第1項の中核市を除く。以下同じ。）に係るものに限る。）は、幼保連携型認定こども園の名称（所在地、園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面、園則、開設の時期）変更届（第2号様式）により行うものとする。

4 前項の変更届には、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める書類を添えなければならない。

（1） 省令第15条第1項第4号に掲げる事項を変更する場合 変更後の同号に掲げる事項を記載した書類及び次条第2項第4号に掲げる書類

（2） 省令第15条第1項第5号に掲げる事項を変更する場合 変更後の同号に掲げる事項を記載した書類及び変更箇所の新旧対照表

5 省令第17条に規定する届出書は、幼保連携型認定こども園廃止（休止）届出書（第3号様式）とする。

6 省令第18条に規定する届出書は、幼保連携型認定こども園設置者変更届（第4号様式）とする。

7 前項の届出書には、次条第2項第1号から第5号まで、第10号、第11号及び第13号に掲げる書類を添えなければならない。

(設置の認可の申請等)

第2条 省令第15条第1項に規定する認可申請書は、幼保連携型認定こども園設置認可申請書（第5号様式）とする。

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

（1） 学級編制表

（2） 職員組織表

（3） 職員名簿

（4） 園地、園舎その他設備の権利の帰属を証する書類

（5） 園具及び教具の明細表

（6） 設置者の履歴書（設置者が法人の場合にあっては、その沿革書及び代表者の履歴書）

（7） 設置者が法第17条第2項各号に該当しないことを誓約する書類

- (8) 園長の就任承諾書
 - (9) 園長の履歴書
 - (10) 園長が法第26条において準用する学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条各号に掲げる者でないことを誓約する書類
 - (11) 園長の資格を証する書類
 - (12) 理事会その他の議決機関の議事録の写し（設置者が法人の場合に限る。）
 - (13) その他知事が必要と認める書類
- 3 省令第15条第2項の規定による届出（法第17条第1項の認可を受けた者に係るものに限る。）は、幼保連携型認定こども園の目的（名称、所在地、園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面、園則、経費の見積り及び維持方法、開設の時期）変更届（第6号様式）により行うものとする。
- 4 前項の変更届には、変更に係る第2項第12号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める書類を添えなければならない。
- (1) 省令第15条第1項第4号に掲げる事項を変更する場合 変更後の同号に掲げる事項を記載した書類及び第2項第4号に掲げる書類
 - (2) 省令第15条第1項第5号に掲げる事項を変更する場合 変更後の同号に掲げる事項を記載した書類及び変更箇所の新旧対照表
 - (3) 省令第15条第1項第6号に掲げる事項を変更する場合 変更後の同号に掲げる事項を記載した書類
- 5 省令第17条に規定する認可申請書は、幼保連携型認定こども園廃止（休止）認可申請書（第7号様式）とする。
- 6 前項の認可申請書には、第2項第12号に掲げる書類を添えなければならない。
- 7 省令第18条に規定する認可申請書は、幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書（第8号様式）とする。
- 8 前項の認可申請書には、第2項各号に掲げる書類を添えなければならない。

（園長の届出）

第3条 幼保連携型認定こども園の設置者（市町村を除く。）が行う法第26条において準用する学校教育法第10条の規定による届出は、園長を定めた後速やかに、園長選任届（第9号様式）に前条第2項第10号から第12号までに掲げる書類を添えて行わなければならない。

（報告書の提出）

第4条 省令第29条に規定する報告書は、幼保連携型認定こども園運営状況報告書（第10号様式）とする。産業

- 2 前項の報告書には、第2条第2項第2号、第3号及び第13号に掲げる書類を添えなければならない。
- 3 省令第29条に規定する知事の定める日は、毎年6月30日とする。

(提出書類の省略)

第5条 知事は、この規則に基づき市町村が提出すべき書類又は国及び地方公共団体以外の者が提出すべき書類について、省令又はこの規則に基づいて既に提出されている他の書類と内容が同様であることにより提出の必要がないと認めるときは、この規則に基づく書類の提出を省略させることができる。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月25日規則第15号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和3年11月30日規則第89号）

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式（第1条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）
 幼保連携型認定こども園設置届

年 月 日

神奈川県知事殿

市町村長

次のとおり幼保連携型認定こども園を設置しますので届け出ます。

目	的		
名	称		
所	在 地		
教育及び保育の目標並びに主な内容			
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法			
利用定員	子どもの区分		保 育 を 必 要 と す る 子 ど も
	年齢の区分		保育を必要とする子ども以外の子ども
	満 3 歳 未 満	人	
	満 3 歳 以 上	人	人
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条各号に掲げる事業のうち、実施するもの（該当するものに○印を付けてください。）			第1号・第2号・第3号 第4号・第5号
開 設 の 時 期		年 月 日	

（添付書類）

- 1 園則
- 2 経費の見積り及び維持方法に関する書類
- 3 学級編制表
- 4 職員組織表
- 5 職員名簿
- 6 施設概要書（園地、園舎その他設備の規模を記載した書類）
- 7 園地、園舎その他設備の構造を記載した書類
- 8 園地、園舎その他設備の図面
- 9 園地、園舎その他設備の権利の帰属を証する書類
- 10 園具及び教具の明細表
- 11 園長が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第26条において準用する学校教育法第9条各号に掲げる者でないことを誓約する書類
- 12 園長の資格を証する書類
- 13 その他知事が必要と認める書類

第2号様式（第1条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

幼保連携型認定こども園の名称（所在地、園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面、園則、開設の時期）変更届

年 月 日

神奈川県知事殿

市町村長

次のとおり幼保連携型認定こども園の名称（所在地、園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面、園則、開設の時期）を変更したいので届け出ます。

名	称	
名称（所在地、園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面、園則、開設の時期）	変 更 後	
	変 更 前	
変 更 の 理 由		
変 更 し よ う と す る 日		年 月 日

備考 幼保連携型認定こども園の名称の変更の場合は、「名称」欄は記入する必要はありません。

（添付書類）

- 1 園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面を変更する場合
 - （1） 変更後の施設概要書（園地、園舎その他設備の規模を記載した書類）
 - （2） 変更後の園地、園舎その他設備の構造を記載した書類
 - （3） 変更後の園地、園舎その他設備の図面
 - （4） 変更後の園地、園舎その他設備の権利の帰属を証する書類
- 2 園則を変更する場合
 - （1） 変更後の園則
 - （2） 変更箇所の新旧対照表

第3号様式（第1条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

幼保連携型認定こども園廃止（休止）届出書

年 月 日

神奈川県知事殿

市町村長

次のとおり幼保連携型認定こども園を廃止（休止）しますので届け出ます。

名 称	
廃 止 （ 休 止 ） の 理 由	
園 児 の 処 置 方 法	
廃 止 の 期 日 （ 休 止 の 予 定 期 間 ）	年 月 日 (年 月 日から 年 月 日まで)
財 産 の 処 分	

備考 幼保連携型認定こども園の休止の場合は、「財産の処分」欄は記入する必要はありません。

第4号様式（第1条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）
 幼保連携型認定こども園設置者変更届

年 月 日

神奈川県知事殿

（新）市町村長
 （旧）市町村長

次のとおり幼保連携型認定こども園の設置者を変更したいので届け出ます。

目 的	変更後	
	変更前	
名 称	変更後	
	変更前	
所 在 地	変更後	
	変更前	
設 置 者	変更後	
	変更前	
経費の見積り及び維持方法	変更後	
	変更前	
変 更 の 理 由		
変 更 し よ う と す る 日		年 月 日

(添付書類)

- 1 園則
- 2 経費の見積り及び維持方法に関する書類
- 3 学級編制表
- 4 職員組織表
- 5 職員名簿
- 6 施設概要書（園地、園舎その他設備の規模を記載した書類）
- 7 園地、園舎その他設備の構造を記載した書類
- 8 園地、園舎その他設備の図面
- 9 園地、園舎その他設備の権利の帰属を証する書類
- 10 園具及び教具の明細表
- 11 園長が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第26条において準用する学校教育法第9条各号に掲げる者でないことを誓約する書類
- 12 園長の資格を証する書類
- 13 その他知事が必要と認める書類

第5号様式（第2条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）
 幼保連携型認定こども園設置認可申請書

年 月 日

神奈川県知事殿

住 所
 名 称
 代表者の職氏名

（個人にあつては、住所及び氏名）

次のとおり幼保連携型認定こども園を設置したいので認可を申請します。

目	的		
名	称		
所	在 地		
教育及び保育の目標並びに主な内容			
経費の見積り及び維持方法			
利用定員	子どもの区分 年齢の区分	保育を必要とする子ども	保育を必要とする子ども以外 の子ども
	満 3 歳 未 満	人	
	満 3 歳 以 上	人	人
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条各号に掲げる事業のうち、実施するもの（該当するものに○印を付けてください。）			第1号・第2号・第3号 第4号・第5号
開 設 の 時 期		年 月 日	

(添付書類)

- 1 園則
- 2 経費の見積り及び維持方法に関する書類
- 3 学級編制表
- 4 職員組織表
- 5 職員名簿
- 6 施設概要書（園地、園舎その他設備の規模を記載した書類）
- 7 園地、園舎その他設備の構造を記載した書類
- 8 園地、園舎その他設備の図面
- 9 園地、園舎その他設備の権利の帰属を証する書類
- 10 園具及び教具の明細表
- 11 設置者の履歴書（設置者が法人の場合にあっては、その沿革書及び代表者の履歴書）
- 12 設置者が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）第17条第2項各号に該当しないことを誓約する書類
- 13 園長の就任承諾書
- 14 園長の履歴書
- 15 園長が法第26条において準用する学校教育法第9条各号に掲げる者でないことを誓約する書類
- 16 園長の資格を証する書類
- 17 理事会その他の議決機関の議事録の写し（設置者が法人の場合に限る。）
- 18 その他知事が必要と認める書類

第 6 号様式（第 2 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

幼保連携型認定こども園の目的（名称、所在地、園地、
園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面、園則、
経費の見積り及び維持方法、開設の時期）変更届

年 月 日

神奈川県知事殿

住 所
名 称
代表者の職氏名

〔個人にあつては、住所及び氏名〕

次のとおり幼保連携型認定こども園の目的（名称、所在地、園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面、園則、経費の見積り及び維持方法、開設の時期）を変更したいので届け出ます。

名	称	
目的（名称、所在地、園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面、園則、経費の見積り及び維持方法、開設の時期）	変 更 後	
	変 更 前	
変 更 の 理 由		
変 更 し よ う と す る 日		年 月 日

備考 幼保連携型認定こども園の名称の変更の場合は、「名称」欄は記入する必要はありません。

（添付書類）

- 1 園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面を変更する場合
 - （１） 変更後の施設概要書（園地、園舎その他設備の規模を記載した書類）
 - （２） 変更後の園地、園舎その他設備の構造を記載した書類
 - （３） 変更後の園地、園舎その他設備の図面
 - （４） 変更後の園地、園舎その他設備の権利の帰属を証する書類
- 2 園則を変更する場合
 - （１） 変更後の園則
 - （２） 変更箇所の新旧対照表
- 3 経費の見積り及び維持方法を変更する場合
変更後の経費の見積り及び維持方法に関する書類
- 4 設置者が法人の場合
変更に係る理事会その他の議決機関の議事録の写し

第7号様式（第2条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

幼保連携型認定こども園廃止（休止）認可申請書

年 月 日

神奈川県知事殿

住 所
名 称
代表者の職氏名

（個人にあつては、住所及び氏名）

次のとおり幼保連携型認定こども園を廃止（休止）したいので認可を申請します。

名 称	
廃 止 （ 休 止 ） の 理 由	
園 児 の 処 置 方 法	
職 員 の 処 置 方 法	
廃 止 の 期 日 （ 休 止 の 予 定 期 間 ）	年 月 日 (年 月 日から 年 月 日まで)
財 産 の 処 分	

備考 幼保連携型認定こども園の休止の場合は、「財産の処分」欄は記入する必要はありません。

（添付書類）

理事会その他の議決機関の議事録の写し（設置者が法人の場合に限る。）

第8号様式（第2条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書

年 月 日

神奈川県知事殿

(新) 住 所
名 称
代表者の職氏名

〔個人にあつては、住所及び氏名〕

(旧) 住 所
名 称
代表者の職氏名

〔個人にあつては、住所及び氏名〕

次のとおり幼保連携型認定こども園の設置者を変更したいので認可を申請します。

目 的	変更後	
	変更前	
名 称	変更後	
	変更前	
所 在 地	変更後	
	変更前	
設 置 者	変更後	
	変更前	
経費の見積り及び維持方法	変更後	
	変更前	
変 更 の 理 由		
変 更 し よ う と す る 日		年 月 日

(添付書類)

- 1 園則
- 2 経費の見積り及び維持方法に関する書類
- 3 学級編制表
- 4 職員組織表
- 5 職員名簿
- 6 施設概要書（園地、園舎その他設備の規模を記載した書類）
- 7 園地、園舎その他設備の構造を記載した書類
- 8 園地、園舎その他設備の図面
- 9 園地、園舎その他設備の権利の帰属を証する書類
- 10 園具及び教具の明細表
- 11 設置者の履歴書（設置者が法人の場合にあっては、その沿革書及び代表者の履歴書）
- 12 設置者が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）第17条第2項各号に該当しないことを誓約する書類
- 13 園長の就任承諾書
- 14 園長の履歴書
- 15 園長が法第26条において準用する学校教育法第9条各号に掲げる者でないことを誓約する書類
- 16 園長の資格を証する書類
- 17 理事会その他の議決機関の議事録の写し（設置者が法人の場合に限る。）
- 18 その他知事が必要と認める書類

第9号様式（第3条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）
園 長 選 任 届

年 月 日

神奈川県知事殿

住 所
名 称
代表者の職氏名

〔個人にあつては、住所及び氏名〕

次のとおり幼保連携型認定こども園の園長を選任したので届け出ます。

名 称				
園 長	氏 名 (前 任 者)	()	専任、兼任の別 (前任者の状況)	()
選 任 の 理 由				
選 任 し た 日	年 月 日			

（添付書類）

- 1 園長の履歴書
- 2 園長が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第26条において準用する学校教育法第9条各号に掲げる者でないことを誓約する書類
- 3 園長の資格を証する書類
- 4 理事会その他の議決機関の議事録の写し（設置者が法人の場合に限る。）

第10号様式（第4条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）
 幼保連携型認定こども園運営状況報告書

年 月 日

神奈川県知事殿

住 所
 名 称
 代表者の職氏名

（個人にあっては、住所及び氏名）

次のとおり幼保連携型認定こども園の運営状況を報告します。

名		称	
所		在 地	
教育及び保育の目標並びに主な内容			
実 員	<div style="text-align: center;"> 子どもの区分 年齢の区分 </div>		<div style="text-align: center;"> 保育を必要とする子ども 保育を必要とする子ども以外 </div>
	満 3 歳 未 満		人
	満 3 歳 以 上		人
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条各号に掲げる事業のうち、実施するもの（該当するものに○印を付けてください。）			第1号・第2号・第3号 第4号・第5号
園		長	

備考 「実員」欄には、報告日前日において在籍している子どもの数を記入してください。

（添付書類）

- 1 職員組織表
- 2 職員名簿
- 3 その他知事が必要と認める書類

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第13条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(設備運営基準の目的)

第2条 この条例で定める基準（次条及び第4条において「設備運営基準」という。）は、園児が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(設備及び運営の向上)

第3条 知事は、神奈川県子ども・若者施策審議会の意見を聴いた上で、幼保連携型認定こども園に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営（学級の編制及び職員に関する事項を含む。次条から第6条までにおいて同じ。）を向上させるように勧告することができる。

2 県は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

第4条 幼保連携型認定こども園は、設備運営基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならない。

2 設備運営基準を超えて設備を有し、又は運営をしている幼保連携型認定こども園は、設備運営基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(幼保連携型認定こども園の一般原則)

第5条 幼保連携型認定こども園は、園児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重し、その運営を行わなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、地域社会との交流及び連携を図り、園児の保護者及び地域住民に対し、当該幼保連携型認定こども園の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 幼保連携型認定こども園には、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）に定める幼保連携型認定こども園の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

第6条 幼保連携型認定こども園の位置は、その運営上適切で、通園の際安全な環境にこれを定めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園の設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

(学級の編制)

第7条 幼保連携型認定こども園は、満3歳以上の園児について、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

2 1学級の園児数は、原則として、30人以下とする。

- 3 第1項の学級は、原則として、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することとする。

(職員)

第8条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の3分の1の範囲内で専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。
- 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児にあつては、保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下つてはならない。

園児の区分	員数
1 満4歳以上の園児	おおむね25人につき1人
2 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね15人につき1人
3 満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人
4 満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人
<p>備考 1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この表及び附則第9項において同じ。）を有し、かつ、保育士登録（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第3項に規定する保育士登録、同法第18条の28第2項に規定する地域限定保育士登録又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第3項に規定する旧国家戦略特別区域限定保育士登録をいう。以下この表において同じ。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。</p> <p>2 この表の1の項及び2の項に定める員数が学級数を下るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。</p>	

- 4 園長が専任でない場合における前項の規定の適用については、原則として、同項中「右欄に定める員数」とあるのは、「右欄に定める員数を合算した数に1人を加えた数」とする。
- 5 第3項の表備考1に定める者については、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの

又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、同表備考1に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

6 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあつては、この限りでない。

7 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

- (1) 副園長又は教頭
- (2) 主幹養護教諭、主務養護教諭、養護教諭又は養護助教諭
- (3) 事務職員

(他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねるときの職員の基準)

第9条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の職員の一部を他の学校又は社会福祉施設の職員に兼ねさせることができる。

2 前項の規定は、園児の保育に直接従事する職員については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の職員に兼ねさせる場合であつて、その行う保育に支障がないときは、この限りでない。

(園舎及び園庭)

第10条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。

2 前項の園舎は、2階建て以下とする。ただし、特別の事情がある場合は、3階建て以上とすることができる。

3 次条第1項第2号の乳児室又はほふく室、同項第3号の保育室、同項第4号の遊戯室及び同項第7号の便所(以下「保育室等」という。)は、1階に設けるものとする。ただし、園舎が同条第7項第1号、第2号及び第6号に掲げる要件を満たすときは保育室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建て以上とする場合であつて、同条第7項各号に掲げる要件を満たすときは、保育室等を3階以上の階に設けることができる。

4 前項ただし書の規定により3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。

5 第1項の園舎及び園庭は、原則として、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることとする。

6 第1項の園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

(1) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積
1学級	180平方メートル
2学級以上	320+100×(学級数-2)平方メートル

(2) 満3歳未満の園児数に応じ、次条第6項各号の規定により算定した面積を合算した面積
 7 第1項の園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

ア 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル

イ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積

(2) 3.3平方メートルに満2歳以上満3歳未満の園児数を乗じて得た面積

(園舎等に備えるべき設備)

第11条 前条第1項の園舎には、次に掲げる設備（第2号に掲げる設備にあつては、満2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。）を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、第1号の職員室及び第5号の保健室並びに第3号の保育室及び第4号の遊戯室をそれぞれ兼用することができる。

(1) 職員室

(2) 乳児室又はほふく室

(3) 保育室

(4) 遊戯室

(5) 保健室

(6) 調理室

(7) 便所

(8) 飲料水用設備

(9) 手洗用設備

(10) 足洗用設備

2 前項第3号の保育室（満3歳以上の園児に係るものに限る。）の数は、学級数を下ってはならない。

3 満3歳以上の園児に対する食事の提供について、第23条に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあつては、第1項の規定にかかわらず、同項第6号の調理室を備えないことができる。
 この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

4 幼保連携型認定こども園は、20人未満の園児に対して当該幼保連携型認定こども園内で調理する方法により食事の提供を行う場合には、第1項の規定にかかわらず、同項第6号の調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、当該食事の提供を行うため

に必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

- 5 第1項第8号の飲料水用設備は、同項第9号の手洗用設備又は同項第10号の足洗用設備と区別して備えなければならない。
- 6 次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。
 - (1) 第1項第2号の乳児室 1.65平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積
 - (2) 第1項第2号のほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積
 - (3) 第1項第3号の保育室又は同項第4号の遊戯室 1.98平方メートルに満2歳以上の園児数を乗じて得た面積
- 7 保育室等を2階に設ける建物は第1号、第2号及び第6号に掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次に掲げる要件にそれぞれ該当するものでなければならない。
 - (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。
 - (2) 保育室等が設けられている階に応じ、常用又は避難用の区分ごとに、屋内階段、屋外階段その他の規則で定める設備が1以上設けられていること。
 - (3) 前号に規定する規則で定める設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。
 - (4) 幼保連携型認定こども園の調理室（規則で定める要件のいずれかに該当するものを除く。以下この号において同じ。）以外の部分と幼保連携型認定こども園の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されているとともに、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に、防火上有効にダンパーが設けられていること。
 - (5) 幼保連携型認定こども園の壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料で仕上げていること。
 - (6) 保育室等その他園児が出入りし、又は通行する場所に、園児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
 - (7) 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
 - (8) 幼保連携型認定こども園のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。
- 8 第1項各号に掲げる設備のほか、幼保連携型認定こども園には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。
 - (1) 放送聴取設備
 - (2) 映写設備
 - (3) 水遊び場
 - (4) 園児清浄用設備

(5) 図書室

(6) 会議室

(園具及び教具)

第12条 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

2 前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(他の学校、社会福祉施設等の設備と兼用するときの設備の基準)

第13条 幼保連携型認定こども園の運営上必要と認められる場合には、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部を他の学校、社会福祉施設等の設備と兼用することができる。

2 前項の規定は、保育室等については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の設備と兼用する場合であって、その行う保育に支障がないときは、この限りでない。

(履修困難な教科の学習)

第14条 幼保連携型認定こども園は、園児が心身の状況により履修することが困難な各教科がある場合には、当該園児の心身の状況に適合するようにこれを課さなければならない。

(教育及び保育を行う期間及び時間)

第15条 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下ってはならないこと。

(2) 教育に係る標準的な1日当たりの時間（次号において「教育時間」という。）は、4時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。

(3) 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間（満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。）は、1日につき8時間を原則とすること。

2 前項第3号の時間については、園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮し、園長がこれを定めるものとする。

(子育て支援事業の内容)

第16条 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。

2 幼保連携型認定こども園は、前項の支援の実施に当たっては、地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努めるものとする。

(保護者との連絡)

第17条 園長は、園児の保護者と常に密接な連絡をとり、教育及び保育の内容等につき、その保護者

の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(職員の知識及び技能の向上等)

第18条 幼保連携型認定こども園の職員は、常に自己研鑽(さん)に励み、法に定める幼保連携型認定こども園の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、職員の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。

(園児を平等に取り扱う原則)

第19条 幼保連携型認定こども園においては、園児の国籍、信条、社会的身分又は入園に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第20条 幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、法第27条の2第1項各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(業務継続計画の策定等)

第21条 幼保連携型認定こども園は、感染症や非常災害の発生時において、園児の教育及び保育を継続的に実施するため並びに非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 幼保連携型認定こども園は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(児童対象性暴力等の防止)

第21条の2 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第13条第6項において準用する法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

(食事)

第22条 幼保連携型認定こども園は、保育を必要とする子どもに該当する園児に食事を提供するときは、当該幼保連携型認定こども園内で調理する方法（第13条第1項の規定により、当該幼保連携型認定こども園の調理室と兼用している他の学校、社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

- 2 幼保連携型認定こども園は、食事の提供に当たっては、できる限り、変化に富み、園児の健全な発育に必要な栄養量を含有する献立にしなければならない。
- 3 前項に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園は、食事の提供に当たっては、食品の種類及び調理方法について栄養並びに園児の身体的状況及び嗜好(し)好を考慮しなければならない。
- 4 幼保連携型認定こども園は、あらかじめ作成された献立に従って調理を行わなければならない。
- 5 幼保連携型認定こども園は、園児の健康な生活の基本としての食育の推進に努めなければならない。

第23条 次に掲げる要件を満たす幼保連携型認定こども園は、前条第1項の規定にかかわらず、当該幼保連携型認定こども園の満3歳以上の園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園以外の場所で調理し、搬入する方法により行うことができる。

- (1) 園児に対する食事の提供の責任が当該幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等に関して業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- (2) 当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 当該幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等に関し調理業務を適切に遂行できる能力を有する者を調理業務の受託者とすること。
- (4) 園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- (5) 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、食育に関する計画(園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めたものをいう。)に基づき食事を提供するよう努めること。

(揭示)

第24条 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を揭示しなければならない。

(秘密保持等)

第25条 幼保連携型認定こども園の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 幼保連携型認定こども園は、職員であった者が正当な理由なくその業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第26条 幼保連携型認定こども園は、その行った教育及び保育並びに子育ての支援に関する園児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置その

他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 幼保連携型認定こども園は、その行った教育及び保育並びに子育ての支援に関し、都道府県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 3 幼保連携型認定こども園は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成27年3月規則第21号で、同27年4月1日から施行）

（みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して5年を経過する日までの間は、みなし幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「一部改正法」という。）附則第3条第2項に規定するみなし幼保連携型認定こども園をいう。次項において同じ。）の職員配置については、第8条第3項及び第4項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
- 3 みなし幼保連携型認定こども園の設備については、第10条から第12条までの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

（幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例）

- 4 施行日から起算して12年を経過する日までの間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第8条第3項の規定の適用については、同項の表備考1中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。

（既存の幼稚園又は保育所に関する特例）

- 5 施行日の前日において現に幼稚園（その運営の実績等により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この項及び附則第7項において同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第10条第3項ただし書及び第7項第1号並びに第11条第6項及び第7項第1号の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第10条第3項ただし書	同条第7項第1号、第2号及び第6号に掲げる要件を満たす	建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備える												
第10条第7項第1号	<p>(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積</p> <p>ア 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table><tr><td>学級数</td><td>面積</td></tr><tr><td>2学級以下</td><td>330+30×（学級数－1）平方メートル</td></tr><tr><td>3学級以上</td><td>400+80×（学級数－3）平方メートル</td></tr></table> <p>イ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>	学級数	面積	2学級以下	330+30×（学級数－1）平方メートル	3学級以上	400+80×（学級数－3）平方メートル	<p>(1) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table><tr><td>学級数</td><td>面積</td></tr><tr><td>2学級以下</td><td>330+30×（学級数－1）平方メートル</td></tr><tr><td>3学級以上</td><td>400+80×（学級数－3）平方メートル</td></tr></table>	学級数	面積	2学級以下	330+30×（学級数－1）平方メートル	3学級以上	400+80×（学級数－3）平方メートル
学級数	面積													
2学級以下	330+30×（学級数－1）平方メートル													
3学級以上	400+80×（学級数－3）平方メートル													
学級数	面積													
2学級以下	330+30×（学級数－1）平方メートル													
3学級以上	400+80×（学級数－3）平方メートル													
第11条第6項	<p>(2) 第1項第2号のほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積</p> <p>(3) 第1項第3号の保育室又は同項第4号の遊戯室 1.98平方メートルに満2歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>	<p>(2) 第1項第2号のほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積</p>												
第11条第7項第1号	建築基準法（昭和25年法律第201号）	建築基準法												

6 施行日の前日において現に保育所（その運営の実績等により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第10条第6項第1号及び第7項第1号並

びに第11条第7項第1号の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第10条第6項第1号	<p>(1) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table><tr><th>学級数</th><th>面積</th></tr><tr><td>1 学級</td><td>180平方メートル</td></tr><tr><td>2 学級以上</td><td>$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$ 平方メートル</td></tr></table>	学級数	面積	1 学級	180平方メートル	2 学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$ 平方メートル	<p>(1) 満3歳以上の園児数に応じ、次条第6項第3号の規定により算定した面積</p>
学級数	面積							
1 学級	180平方メートル							
2 学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$ 平方メートル							
第10条第7項第1号	<p>(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積</p> <p>ア 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table><tr><th>学級数</th><th>面積</th></tr><tr><td>2 学級以下</td><td>$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル</td></tr><tr><td>3 学級以上</td><td>$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル</td></tr></table> <p>イ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>	学級数	面積	2 学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル	3 学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル	<p>(1) 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>
学級数	面積							
2 学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル							
3 学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル							
第11条第7項第1号	耐火建築物	耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）						

7 施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であって、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭（前2項の規定により読み替えて適用する第10条第7項第1号の面積以上の面積のものに限る。）を設けるものは、当分の間、同条第5項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この

場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満3歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。

- (1) 園児が安全に移動できる場所であること。
- (2) 園児が安全に利用できる場所であること。
- (3) 園児が日常的に利用できる場所であること。
- (4) 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

(幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例)

- 8 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第8条第3項本文の規定により必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）の数が1人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない職員のうち1人は、同項の表備考1の規定にかかわらず、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者としてすることができる。
- 9 第8条第3項の表備考1に定める者については、当分の間、小学校の教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭、主務養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 10 1日につき8時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第8条第3項の表備考1に定める者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 11 第8条第3項の表備考1に定める者については、当分の間、1人に限り、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師又は看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考1に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 12 前項の場合において、当該看護師等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 13 第8条第5項及び附則第9項から第11項までの規定により同条第3項の表備考1に定める者を特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては、当該特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

- 14 第8条第5項及び附則第11項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって同条第3項の表備考1に定める者（同条第5項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（検討）

- 15 知事は、施行日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成27年10月20日条例第74号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年7月1日条例第60号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年9月5日条例第54号）

この条例は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成29年法律第71号）の施行の日から施行する。

附 則（令和元年12月24日条例第55号）

この条例は、令和2年1月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日条例第35号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月20日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月20日条例第33号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月26日条例第85号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年3月1日から施行する。

附 則（令和6年7月19日条例第68号）

改正

令和8年7月24日条例第35号

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第8条第3項の表1の項の規定は、適用しない。この場合において、改正前の第8条第3項の表1の項の規定は、なおその効力を有する。
- 3 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年3月31日までの間、改正後の第8条第3項の表2の項の規定は、適用しない。この場合において、改正前の第8条第3項の表2の項の規定は、なおその効力を有す

る。

附 則（令和 7 年 3 月 28 日条例第 33 号）

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 12 月 23 日条例第 78 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 8 年 7 月 24 日条例第 32 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 21 条の次に 1 条を加える改正規定は、令和 8 年 12 月 25 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園における 1 学級の園児数については、改正後の第 7 条第 2 項の規定にかかわらず、令和 14 年 3 月 31 日までは、なお従前の例によることができる。

附 則（令和 8 年 7 月 24 日条例第 35 号）

この条例は、公布の日から施行する。

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

- 1 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年神奈川県条例第52号。以下「条例」という。）第11条第7項第2号に規定する規則で定める設備は、次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる設備とする。

階	区分	設備
2 階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段を設ける場合には、幼保連携型認定こども園の建物の1階から2階までの部分の当該階段については、同項各号に規定する構造とするほか、屋内と階段室とをバルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号に規定する構造とする。） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3 階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段を設ける場合には、幼保連携型認定こども園の建物の1階から3階までの部分の当該階段については、同項各号に規定する構造とするほか、屋内と階段室とをバルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号に規定する構造とする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段

4 階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第 1 項各号に規定する構造の屋内階段を設ける場合には、幼保連携型認定こども園の建物の 1 階から保育室等（条例第10条第 3 項に規定する保育室等をいう。）が設けられている階までの部分の当該階段については、同令第123条第 1 項各号に規定する構造とするほか、屋内と階段室とをバルコニー又は付室（同条第 3 項第 2 号に規定する構造を有する場合又は階段室が同号に規定する構造を有する場合に限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第10号に規定する構造とする。） 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段

2 条例第11条第 7 項第 4 号に規定する規則で定める要件は、次に掲げる要件とする。

- （１） スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。
- （２） 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

附 則（平成28年 5 月31日規則第82号）

この規則は、平成28年 6 月 1 日から施行する。

幼保連携型認定こども園の設置認可に係る取扱基準

(趣旨)

第1条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の設置については、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年神奈川県条例 52 号。以下「条例」という。）及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成 26 年神奈川県規則第 100 号。以下「規則」という。）によるものとし、その取扱いについてはこの基準に定めるところによる。

(職員)

第2条 条例第 8 条第 3 号に規定する教育及び保育に直接従事する者（以下「教育及び保育従事者」という。）の数については、次の式により園児の数を年齢ごとの配置基準で除して小数点第 2 位以下を切り捨て小数点第 1 位まで求め、各々を合計した後に小数点以下を四捨五入したものの合計以上の人数が、常勤職員として確保されていること。

必要配置数＝（満 1 歳未満の園児× 1 / 3）＋（満 1 歳以上満 3 歳未満の園児× 1 / 6）＋（満 3 歳以上満 4 歳未満の園児× 1 / 15）＋（満 4 歳以上の園児× 1 / 25）

2 幼保連携型認定こども園本来の事業の円滑な運営を阻害せず、教育及び保育時間や園児数の変化に柔軟に対応すること等により、園児の処遇水準の確保が図られる場合であって、次の各号に定める条件の全てが満たされるときは、前項の規定にかかわらず、教育及び保育従事者の数に短時間勤務（1 日 6 時間未満又は月 20 日未満勤務）の教育及び保育従事者その他常勤以外の教育及び保育従事者（以下「短時間勤務従事者等」という。）を充てることができる。この場合において、前項の教育及び保育従事者数の算定に当たっては、短時間勤務従事者等の 1 か月の勤務時間の合計を当該幼保連携型認定こども園の就業規則等で定められている常勤の教育及び保育従事者の 1 か月の勤務時間数で除したもの（小数点以下切捨て）を常勤換算値として適用する。

(1) 常勤の教育及び保育従事者が組、グループその他の教育及び保育の実施単位に 1 名以上（乳児を含む教育及び保育の実施単位であって、当該単位に係る配置基準上の定数が 2 名以上となる場合は 2 名以上）配置されていること。

(2) 常勤教育及び保育従事者に代えて短時間勤務従事者等を充てる場合の勤務時間数が、常勤の教育及び保育従事者を充てる場合の勤務時間数を上回ること。

3 学級担任は原則として専任かつ常勤の教育及び保育従事者であること。

(調理業務の委託)

第3条 条例第 8 条第 3 項に規定する「調理業務の全部を委託」しようとする場合は、幼保連携型認定こども園の管理者が業務上必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容により、幼保連携型認定こども園の職員による調理と同様な給食の質を確保するため、「幼保連携型認定こども園における食事の外部搬入等について」（平成 28 年 1 月 18 日府子本第 448 号・27 文科初第 1183 号・雇児発 0118 第 3 号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）Ⅲに定められた条件が遵守されていること。

(園舎)

第4条 条例第10条に規定する園舎は、建築基準法に定める建築確認を受けたものでなければならない。

2 園舎の面積には、建築基準法による延床面積のうち、園舎のための電気設備や空調設備のための施設は含まれるが、園庭、地下駐車場等は除くものとする。

(園庭の条件)

第5条 条例第10条に規定する園庭は、次の条件を満たしていること。

- (1) 園児の状況について職員が常に確認できること。
- (2) 危険な傾斜や段差がないこと。
- (3) 屋外であること。(建築基準法による床面積に含まれる部分については、四方のうち少なくとも一方向が常に開放されている等、採光、通風等の状況から屋外と同じような状況と認められるものである場合には園庭とみなすことができる。)

2 次のような部分は、園庭に含めないものとする。

- (1) 園児が立ち入ることのできない花壇等の植栽部分
- (2) プール
- (3) 園舎裏等の狭隘な敷地

(園舎等に含まれない施設)

第6条 幼保連携型認定こども園の園舎等に含まれない施設のうちに、次に掲げるものは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則(平成26年神奈川県規則第4号)第2条第3項の届出を行うことにより、直接教育又は保育の用に供するものとみなす。

- (1) 教員宿舎及びその用に供する土地
- (2) スクールバス用の車庫及びその用に供する土地(スクールバスの駐車のために供する土地を含む。)

(保育室等の設置階)

第7条 条例第10条第4項に基づき3階以上の階に設けられる保育室等(同条第3項に規定する保育室等をいう。以下同じ。)については、原則として、満3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。ただし、当該保育室等と同じ階又は当該保育室等がある階の上下1階の範囲内に園庭を有する場合は、満3歳以上の園児の保育室等を3階以上の階に設けることができる。

(園舎及び園庭の位置)

第8条 条例第10条第5項に定める園舎及び園庭の位置については、原則として、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを要するが、次の各号に定める要件をすべて満たす場合には、同項の規定にかかわらず、設置することができる。

- (1) 主たる園舎のある敷地(以下「主たる敷地」という。)と、それ以外の敷地(以下「従たる敷地」という。)が、公道を挟む程度である等、同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けられている場合と実質的に相違がなく、幼保連携型認定こども園における活動上支障がないこと。

- (2) 園児が徒歩で移動する場合は、横断歩道、ガードレール等が設置され、また、園児の移動の際に複数の職員を配置するなど、園児の安全を確保するための十分な措置を講じていること。
- (3) 従たる敷地に園舎を設置する場合は、その面積が、主たる敷地にある園舎の2分の1を超えていないこと。
- (4) 幼保連携型認定こども園としての一体的な活動が可能であること。

(園舎の屋上に設置する園庭)

第9条 条例第10条第7項に規定する園庭に必要な面積については、原則として、屋上（バルコニー等を含む。）を算入することはできない。ただし、次の各号に定める要件をすべて満たす場合には、当該建物の屋上を園庭として利用し、必要な面積に算入することができる。

- (1) 耐火建築物であること。
- (2) 屋上（屋上と同一階を含む。）に、便所、水飲場等を設けること。
- (3) 職員、消防機関等による救出に際して支障のない程度の階数の屋上であること。
- (4) 屋上から地上又は避難階に直通する避難用階段が設けられていること。
- (5) 屋上への出入口の扉は、特定防火設備に該当する防火戸であること。
- (6) 屋上の周囲に、上部を内側にわん曲させた金網その他乳幼児の転落防止に適した構造の柵を設けること。
- (7) 条例第11条第7項第7号に規定する非常警報器具又は非常警報設備は屋上にも通ずるものとする。
- (8) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）に示された教育及び保育の内容が、効果的に実施できるような環境となるよう配慮されていること。
- (9) 園庭を地上に設置した場合と同様の環境が確保されているとともに、園児が室内と屋上の環境を結びつけて自ら多様な遊びが展開できるよう、園児自らの意志で屋上と行き来できると認められること。
- (10) 保育室と同じ階又は保育室がある階数の上下1階の範囲内に屋上が位置していること。
- (11) 原則として、幅2メートル以上、かつ、面積が10平方メートル以上の広さであること。
- (12) 屋上、テラス及びピロティ等の建築基準法による建築面積に含まれる部分を園庭とする場合は、その面積は建築面積に含まれない園庭面積の2分の1を超えないこと。
- (13) 使用する際には、複数の教員を配置するなど、園児の安全確保のための十分な措置を講じること。

(施設内における園児の安全確保)

第10条 教育時間及び保育時間中は、敷地の出入口を閉鎖する等、園児の安全を確保するための十分な措置を講じなければならない。

(設備の基準)

第11条 条例第11条に規定する設備については、次の基準に適合していること。

- (1) 乳児室又はほふく室（これらを一の部屋として運営する場合を含む。）は、建築物の内法面積から固定された備品等の面積を控除して算定したもの（以下「有効面積」という。）が、条例及び次号に定める面積基準を満たしていること。なお、これらの部屋を複数設置する場

合の有効面積は、各部屋の面積を合計したものとするができる。

- (2) 乳児室とはふく室を一の部屋として運営する場合の当該部屋の面積は、乳児又は2歳に満たない幼児1人につき2.475平方メートル以上であること。
 - (3) 保育室又は遊戯室は、有効面積が条例に定める面積基準を満たしていること。なお、これらの部屋を複数設置する場合（保育室と遊戯室とを兼ねる場合を含む。）の有効面積は、各部屋の面積を合計したものとする。
 - (4) 遊戯室の面積は、90平方メートル以上であること。
- 2 保育室等（便所を除く。以下この項及び次項において同じ。）に火気を使用する設備又は器具が設けられている場合は、当該保育室等の階数にかかわらず、乳幼児の火遊び防止のために必要な進入防止策が講じられていること。
 - 3 便所には手洗い設備が設けられているとともに、保育室等及び調理室と区画され、かつ園児が安全に使用できるものであること
 - 4 条例第11条第3項及び第4項に規定する「当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備」とは、具体的には再加熱を行なうための設備、冷蔵庫等の保存のための設備、給食を配膳するための適切な用具及びスペース、体調不良児等の対応に支障が生じない設備等であること。

（保育室等を2階以上に設ける場合の基準）

- 第12条 条例第11条第7項に基づき保育室等を2階以上の複数階にわたって設ける場合は、幼保連携型認定こども園の構造設備のすべてについて、当該保育室等のうち最も高い階に設ける場合の基準に適合していること。
- 2 規則別表に規定する「待避上有効なバルコニー」は、次の要件を満たす構造であること。
 - (1) バルコニーの床は準耐火構造とすること。
 - (2) バルコニーは十分に外気に開放すること。
 - (3) バルコニーの待避に利用する各部分から2メートル以内にある当該建築物の外壁は準耐火構造とし、開口部がある場合は防火設備とすること。
 - (4) 屋内からバルコニーに通じる出入口の戸の幅は0.75メートル以上、高さは1.8メートル以上、下端の床面からの高さは0.15メートル以下とすること。
 - (5) バルコニーの待避に利用する部分の面積は、その階における保育室等の面積の概ね8分の1以上とし、幅員概ね3.5メートル以上の道路又は空地に面すること。
 - 3 規則別表に規定する「屋外傾斜路又はこれに準じる設備」は、乳幼児の避難に適した構造であること。また、「準ずる設備」とは、非常用滑り台であること。
 - 4 条例第11条第7項第3号に規定する「避難上有効な位置」とは、施設又は設備が、保育室等のそれぞれに配置され、一方の付近で火災が発生した場合等に他方が使用できなくなるような事態が生じないようなものであること。
 - 5 規則第2条第1号に規定するスプリンクラー設備に類するもので「自動式のもの」とは、「パッケージ型自動消火設備の性能及び設置の基準について」（昭和63年消防予第136号消防庁予防課長通知）に規定するパッケージ型自動消火装置等とする。
 - 6 規則第2条第2号に規定する「自動消火装置」とは、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）第11条に定めるものをいい、その構造は、調理器具の種類に応じ次に掲げる装置から適切なものを選択すること。

- (1) レンジ用簡易自動消火装置
- (2) フライヤー用簡易自動消火装置
- (3) レンジ・フライヤー用簡易自動消火装置
- (4) フード・レンジ用及びフード・フライヤー用簡易自動消火装置

7 規則第2条第2号に規定する「調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置」とは、調理室を不燃材料で造った壁、柱、床及び天井で区画し、防火設備又は不燃材料（ガラスを除く。）製の扉を設けるものであること。

（開園日数及び開園時間）

第13条 条例第15条に規定する幼保連携型認定こども園の開園日数及び開園時間は、児童に対する教育及び保育の提供が適切に行えるよう、市町村の意見を聴き、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定めていること。

（子育て支援事業の内容）

第14条 条例第16条第1項に規定する子育て支援事業について、別表に掲げる各事業で、別表中「『就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則』（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号）」第2条第4号に掲げる事業を除いたもののうち少なくとも1以上の事業を実施していること。

2 子育て支援事業の実施内容及び体制等を明らかにするため、子育て支援事業に係る事業計画を策定していること。

（保護者との連絡）

第15条 条例第17条に規定する保護者との連絡について、その方法、頻度等を、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に定める指針に基づき、適切に定めるよう努めることとする。

（職員の知識及び技能の向上等）

第16条 条例第18条に規定する職員の知識及び資質の向上等について、次の各号に掲げる点に留意していること。

- (1) 園児の教育及び保育に従事する者の資質は教育及び保育の要であり、自らその向上に努めることが重要であること。
- (2) 教育及び保育の質の確保・向上を図るためには日々の指導計画の作成や教材準備、研修等が重要であり、これらに必要な時間について、午睡の時間や休業日の活用、非常勤職員の配置等、様々な工夫を行うこと。
- (3) 幼保連携型認定こども園の内外での適切な研修計画を作成・実施するとともに、当該幼保連携型認定こども園の内外での研修の機会を確保できるよう、勤務体制の組み立て等に配慮すること。
- (4) 幼保連携型認定こども園の長には、幼保連携型認定こども園としての多様な機能を一体的に発揮させる能力や地域の人材及び資源を活用していく調整能力が求められるため、こうした能力を向上させること。

(苦情への対応)

第 17 条 条例第 26 条第 1 項に規定する「必要な措置」として、次の事項を定めた施設の規程等が整備されていること。

- (1) 苦情受付担当者、苦情解決責任者その他施設における苦情解決体制
- (2) 施設内における苦情解決のための手続
- (3) 苦情受付の窓口及び苦情解決の手続の入所者及び施設職員等に対する周知方法

(財務)

第 18 条 財務内容については、条例、規則その他の幼保連携型認定こども園に関する法令等に定める基準を満たし、安定的、継続的運営を確保できる適正なものであること。

(施設及び設備の自己所有等)

第 19 条 幼保連携型認定こども園の施設及び設備は、原則として、設置者がその所有権を有するものとし、その取扱いについては次の各号によることとする。

- (1) 学校法人の設置する幼保連携型認定こども園（法附則第 4 条に基づき設置する場合を含む。）については、「神奈川県私立幼稚園設置に関する取扱基準」に準じた取扱いとする。
なお、その際、当該基準において「幼稚園」とあるのは、「幼保連携型認定こども園」と読み替えるものとする。
- (2) 社会福祉法人の設置する幼保連携型認定こども園については、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について（平成 16 年 5 月 24 日 雇児発第 0524002 号他 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長等連名）」に準じた取扱いとする。なお、その際、当該通知において「保育所」とあるのは、「幼保連携型認定こども園」と読み替えるものとする。

(園舎及び園庭の設置に係る特例)

第 20 条 この基準の施行日の前日において現に幼稚園又は保育所（その運営の実績等により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この項において同じ。）を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の敷地、設備等を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合、次に掲げる全ての要件を満たせば、建物及びその附属設備の一部が同一の敷地内又は隣接する敷地内（第 7 条に該当する場合を含む。）にない場合であっても、幼保連携型認定こども園を設置することができる。

- (1) 主たる敷地と従たる敷地とが、移動時間おおむね 10 分以内の距離に位置し、幼保連携型認定こども園としての一体的な教育及び保育の提供が可能であること。
- (2) 児童の移動時の安全を確保するため、次のア又はイのいずれかに該当すること。
ア 徒歩で移動する場合は、横断歩道、ガードレール等が設置され、また、園児の移動の際に複数の職員を配置する等園児の移動時の安全が確保されていること。
イ 専用の自動車等で移動する場合は、安全な乗降場所が確保され、また、園児の移動の際に運転手とは別に保育に従事する職員を配置する等園児の移動時の安全が確保されていること。
- (3) それぞれの敷地に所在する園舎で、通常、教育及び保育を提供する園児の数や当該園児のために編成する学級数に応じて、必要な設備を有すること。ただし、調理室については、それぞれの園舎に設置することを要しない。

(保育室及び遊戯室の面積に係る特例)

第 21 条 この基準の施行日の前日において現に幼稚園（その運営の実績等により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この項において同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の敷地、設備等を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合において、満 3 歳以上の児童に係る保育室又は遊戯室について、既存の施設に係る面積を算定する場合は、なお従前の例によることができる。

2 この基準の施行日の前日において現に保育所（その運営の実績等により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この項において同じ。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の敷地、設備等を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合においては、第 11 条第 1 項第 4 号の規定は適用しない。

(園庭の面積に係る特例)

第 22 条 条例附則第 7 項に基づき園庭を設置する場合において、次の要件の全てを満たす場所については、満 2 歳以上満 3 歳未満の児童に係る必要面積に算入することができる。

- (1) 敷地の形状、設備等に危険性がなく、園児が安全に利用できる場所であること。
- (2) 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。
- (3) 当該幼保連携型認定こども園から乳幼児同伴で徒歩 10 分程度の距離にあること。
- (4) 徒歩で移動する場合は、横断歩道、ガードレール等が設置され、また、園児の移動の際に複数の職員を配置する等、園児の移動時の安全が確保されていること。
- (5) 専用のバス等で移動する場合は、安全な乗降場所が確保され、また、園児の移動の際に運転手とは別に保育に従事する職員を配置する等園児の移動時の安全が確保されていること。

(幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例)

第 23 条 条例附則第 8 項及び第 10 項に規定する「知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 1 項第 9 号に規定する家庭的保育者
- (2) 知事又は市町村長が実施する子育て支援員研修のうち地域保育コースの地域型保育を修了した者

2 条例附則第 11 項に規定する「小学校教諭等免許状所持者並びに知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数」は、各時間帯において条例第 8 条第 3 項の規定により置かなければならない職員の数の 3 分の 1 を超えてはならないこととする。

附 則

この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 28 年 3 月 14 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 8 年 10 月 21 日から施行する。

別表（第14条関係）

子育て支援事業		要 件	事 業 例
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（内閣府・文部科学省令・厚生労働省令）第2条	第1号に掲げる事業	<p>○1週間につき3日以上実施すること。</p> <p>○原則として、第4号に掲げる事業を併せて実施すること。</p> <p>○利用を希望するときに利用することができる体制が確保されていること。</p>	<p>左記の要件を満たした事業で知事が認めたもの（以下、既存事業例列記）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域開放事業（県・地域開放推進費補助事業）のうち左記要件を満たしたもの ・地域子育て支援拠点事業（内閣府・地域子ども・子育て支援事業）のうち左記要件に該当する事業
	第2号に掲げる事業	<p>○すべての開園日において実施すること（利用を希望するときに利用することができる体制が確保されていること）。</p> <p>○原則として、第4号に掲げる事業を併せて実施すること。</p>	<p>左記の要件を満たした事業で知事が認めたもの（以下、既存事業例列記）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児家庭全戸訪問事業（内閣府・地域子ども・子育て支援事業） ・養育支援訪問事業（内閣府・地域子ども・子育て支援事業）
	第3号に掲げる事業	○すべての開園日において実施すること（利用を希望するときに利用することができる体制が確保されていること）。	<p>左記の要件を満たした事業で知事が認めたもの（以下、既存事業例列記）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時預かり事業（内閣府・地域子ども・子育て支援事業。ただし、在園児のみの場合を除く）
	第4号に掲げる事業		<p>左記の事業として知事が認めたもの（以下、既存事業例列記）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援拠点事業（内閣府・地域子ども・子育て支援事業）のうち左記に該当するもの
	第5号に掲げる事業		<p>左記の事業として知事が認めたもの（以下、既存事業例列記）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援拠点事業（内閣府・地域子ども・子育て支援事業）のうち左記に該当する事業

幼保連携型認定こども園設置認可等の事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第17条に定める幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）の届出、認可の申請等に係る事務取扱の基本的な事項を定めるものとする。

(計画の提出等)

第2条 法第17条第1項に基づく認定こども園の設置の認可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として幼保連携型認定こども園設置計画書（第1号様式）を提出しなければならない。

2 前項の計画書には、別表第一に掲げる書類を添えて提出するものとする。

3 知事は、第1項の提出を受けたときは、神奈川県子ども・子育て会議条例に規定する幼保連携型認定こども園認可専門部会の意見を聴いた上で、運営、設備等の基準を満たすことを確認し、承認するものとする。

(計画の変更)

第3条 申請者は、承認を受けた前条第1項の計画書の内容を変更するときは、幼保連携型認定こども園設置計画変更届出書（第2号様式）を提出しなければならない。

2 前項の届出書には、別表第一に掲げる書類のうち、当該変更の内容に係るものを添えて提出するものとする。

(その他知事が必要と認める書類)

第4条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成27年神奈川県規則第4号。以下「細則」という。）第2条第2項第13号に掲げるその他知事が必要と認める書類は、別表第二に掲げる書類とする。

(知事への情報の提供)

第5条 法第18条第2項に基づき地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市（以下「指定都市等」という。）の長が知事に送付する書類は、各指定都市等が定める様式、添付書類又は教育及び保育の概要がわかる書類とし、当該認定こども園の設置を認可した日から1月を経過する日までに送付するものとする。

- 2 法第 29 条第 1 項に基づく変更の届出は、幼保連携型認定こども園の概要変更届（第 3 号様式）に第 1 項の書類のうち変更に係るものを添えて行うものとする。
- 3 法第 29 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づく、指定都市等の長から知事への書類の写しの送付又は提出は、幼保連携型認定こども園に係る変更事項（第 4 号様式）に、当該変更に係る書類の写しを添えて行うものとする。
- 4 法第 18 条第 1 項に基づき提出する書類は、法第 16 条に基づく届出及び法第 17 条に基づく認可の申請に係る書類の提出をもって、提出があったものとみなすものとする。
- 5 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成 26 年内閣府、文部科学省、厚生労働省令第 2 号。以下「省令」という。）第 28 条第 1 項第 1 号に定める「都道府県知事が定める数」及び「都道府県知事が定めるもの」は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 都道府県知事が定める数

保育を必要とする子ども又は保育を必要とする子ども以外の子どもの利用定員の人数のそれぞれ 10 分の 1 以内の数

(2) 都道府県知事が定めるもの

職員配置の変更のうち、教育及び保育に従事する職員数及び職員の資格に変更のないもの

（書類の提出時期等）

第 6 条 法第 16 条第 1 項に基づく設置又は廃止等の届出、法第 17 条第 1 項に基づく設置又は廃止等の認可申請、法 29 条第 1 項に基づく変更の届出又は第 2 条第 1 項に基づく書類の提出（次項において「申請等」という。）は別表第三に掲げる時期までに行なわなければならない。

（指定都市等が認可する場合の知事への通知）

第 7 条 法第 17 条第 4 項に基づく指定都市等の長から知事への通知は、幼保連携型認定こども園設置等認可通知書（第 5 号様式）により、原則として当該認定こども園を認可しようとする日以前に行うものとする。

（提出書類の省略）

第 8 条 知事は、この要綱に基づき市町村が提出すべき書類又は国及び地方公共団体以外の者が提出すべき書類について、省令、細則又はこの要綱に基づいて既に提出されている他の書類と内容が同様であることにより提出の必要がないと認めるときは、この要綱に基づく書類の提出

を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 27 年 4 月 1 日付けで認可する認定こども園の設置の認可に係る申請等については、第 2 条、3 条及び第 6 条の規定は適用しないものとする。
- 3 平成 28 年 4 月 1 日付けで認可する認定こども園の設置の認可に係る第 2 条第 1 項に定める計画の提出については、第 6 条の規定を適用しないことができるものとする。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 2 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 8 月 24 日から施行する。

別表第一（第2条、第3条関係）

提出する書類	備考
1 設置趣意書	
2 位置図	縮尺1/50000程度
3 案内図	縮尺1/1500程度
4 建物の配置図	
5 全園地及び園庭の土地の求積図	
6 建物の平面図	各階のもの
7 建物の立面図	
8 園則案	
9 運営規程案	園則で兼ねる場合を除く。
10 学級編制表	
11 職員組織表	
12 教育及び保育の内容に関する計画案	
13 子育て支援事業実施計画案	
14 管理運営に係る計画案	
15 事業開始後保育年限分の収支予算書	年度ごとに作成
16 設置者の財務諸表	既存の法人に限る
17 設置及び運営に関する資金計画書	新設の法人に限る
18 借入金の返済計画	該当する場合のみ
19 土地及び建物の登記事項証明書	計画提出時点のもの。建物は現存する場合のみ。
20 公図の写し	
21 土地売買（予約）契約書の写し	該当する場合のみ
22 土地賃貸借（予約）契約書の写し	該当する場合のみ
23 建物賃貸借（予約）契約書の写し	該当する場合のみ
24 売買又は賃貸に係る承諾書	新設の法人が土地の取得又は賃貸借を行う場合
25 寄附申出書の写し	該当する場合のみ
26 建築基準法に基づく確認済証、検査済証	既存の建物を使用する場合
27 定員及び収容状況表	
28 施設概要書	
29 設置に要する経費内訳書	該当する場合のみ
30 運営法人の概要書	

別表第二（第4条関係）

提出書類	手続きの種類		
	法第16条の 設置届、設置 者の変更届	法第17条の 設置認可申 請、設置者の 変更認可申請	法第30条の 報告
法人の寄付行為、定款等	○	○	-
位置図	○	○	-
案内図	○	○	-
建築基準法に基づく確認済証又は検査済証の写し	○	○	-
特定給食施設の届出済である証明	△	△	-
消防用設備等検査済証の写し	○	○	-
園則、運営規程以外の認定こども園の運営に関する規定	-	△	-
子育て支援事業実施計画書	○	○	-
子育て支援事業実績報告書	-	-	○
職員研修実施計画書	○	○	-
職員研修実績報告書	-	-	○
管理運営計画書	○	○	-
管理運営に係る実績報告書	-	-	○
調理業務委託契約書	△	△	△
外部搬入実施計画書	△	△	-
外部搬入実施報告書	-	-	△
教育職員免許状又は保育士登録証の写し	○	○	△
勤務表	○	○	△
定員及び収容状況表	○	○	○
設置者の財務諸表	-	△	-
借入金の返済計画	-	△	-
公図の写し	○	○	-
工事請負契約書の写し	-	△	-
教育及び保育の内容に関する全体的な計画	○	○	△
指導計画	○	○	-
教育及び保育の実績報告書	-	-	○
食育に係る計画書	△	△	△
業務継続計画	△	△	-
その他知事が必要と認める書類	△	△	△

※ △は必要に応じて提出する書類。

別表第三（第6条関係）

手続の種類	手続の時期
1 法第16条に基づく設置の届出	開所を予定する日の5か月前まで
2 法第16条に基づく廃止（休止）の届出	廃止（休止）を予定する日の1か月前まで
3 法第16条に基づく設置者変更の届出	変更する日の1か月前まで。但し、新設合併の場合は市町村の廃置分合の届出の効力が発生した日から1か月以内。
4 省令第15条第2項に基づく変更の届出 （法第16条により設置を届け出た者に係るものに限る。）	変更する日の1か月前まで
5 法第17条第1項に基づく設置の認可	開所を予定する日の5か月前まで
6 法第17条第1項に基づく廃止（休止）の認可	廃止（休止）を予定する日の3か月前まで
7 法第17条第1項に基づく設置者変更の認可	変更する日の3か月前まで
8 省令第15条第2項に基づく変更の届出 （法第17条第1項の設置認可を受けた者に係るものに限る。）	(1) 工事等を行なう場合 着工するまで (2) (1) 以外の場合 変更する日の1か月前まで
10 法第29条第1項に基づく変更の届出	変更する日の1か月前まで
11 第2条第1項に基づく計画の提出	(1) 設置の場合で工事等を行なう場合 工事着工する前年度の11月まで (2) (1) 以外の設置（既存施設からの移行等）の場合 園児の募集を開始するまで
12 第3条第1項に基づく変更の届出	変更する日の1か月前まで

第1号様式（第2条関係）

幼保連携型認定こども園設置計画書

年 月 日

神奈川県知事 あて

住所

設置者名

代表者職氏名

次のとおり計画を作成したので提出します。

計画を作成する事由		設置 ・ 廃止 ・ 休止	
施設 の 名 称			
施設 の 所 在 地			
開 設 の 時 期			
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法			
目 的			
利用 定員	年 齢 区 分	保育を必要とする子ども	保育を必要とする子ども以外の子ども
	3 歳 以 上 児	人	人
	3 歳 未 満 児	人	
教育及び保育の目標 並びに主な内容			
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条各号に掲げる事業のうち、実施するもの		1号 ・ 2号 ・ 3号 4号 ・ 5号	

備考 計画を作成する事由と関係がない項目は記入しないでください。

第2号様式（第3条関係）

幼保連携型認定こども園設置計画変更届出書

年 月 日

神奈川県知事 あて

住所

設置者名

代表者職氏名

次のとおり計画を変更したいので届け出ます。

施 設 の 名 称		
施 設 の 所 在 地		
変 更 す る 事 項		
変更の内容	変 更 後	
	変 更 前	
変更する日		
変更の理由		

第3号様式（第5条関係）

幼保連携型認定こども園の概要変更届

年 月 日

神奈川県知事 あて

住所

設置者名

代表者職氏名

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条第1項の規定により、関係書類を添えて認定こども園に係る次の変更事項を届け出ます。

認定こども園の名称		
認定こども園の所在地		
変更する事項		
変更の内容	変更後	
	変更前	
変更する日		
変更の理由		

第4号様式（第5条関係）

年 月 日

幼保連携型認定こども園に係る変更事項

神奈川県知事 宛

市長 ○ ○ ○ ○

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条第2項及び第3項の規定により、関係書類を添えて認定こども園に係る次の変更事項を報告します。

認定こども園の名称		
認定こども園の所在地		
変更する事項		
変更の内容	変更後	
	変更前	
変更する日		
変更の理由		

〔添付書類〕

当該届出に係る書類の写し

第5号様式（第7条関係）

幼保連携型認定こども園設置等認可通知書

年 月 日

神奈川県知事 あて

市長

次のとおり幼保連携型認定こども園の認可をするので、通知します。

認可をしようとする事由	設置 ・ 廃止 ・ 休止 ・ 設置者の変更
認定こども園の設置者の氏名（名称）	
認定こども園の設置者の住所（所在地）	
認定こども園の設置者が法人の場合代表者の氏名	
認定こども園の名称	
認定こども園の所在地	
保育を必要とする子どもに係る利用定員	
保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員	
認定こども園の長となるべき者の氏名	
教育又は保育の目標及び主な内容	別添「教育及び保育の内容に関する計画書」のとおり
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条各号に掲げる事業のうち、実施するもの	別添「子育て支援事業実施計画書」のとおり

認定こども園の要件を定める条例

(定義)

第1条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。

ア 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項の認定を受けた幼稚園

イ 幼稚園及び保育機能施設により構成される施設（以下「連携施設」という。）であって、法第3条第3項の認定を受けたもの

(2) 保育所型認定こども園 法第3条第1項の認定を受けた保育所をいう。

(3) 地方裁量型認定こども園 法第3条第1項の認定を受けた保育機能施設をいう。

(法第3条第1項の要件)

第2条 法第3条第1項の条例で定める要件は、次に掲げる要件とする。

(1) 当該施設が幼稚園である場合にあつては、幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条第1項の規定に基づき幼稚園の教育課程その他の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行うこと。

(2) 当該施設が保育所等である場合にあつては、保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子ども（当該施設が保育所である場合にあつては、当該保育所が所在する市町村における児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第4項に規定する保育の利用に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。

(3) 子育て支援事業のうち、当該施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

(4) 職員の配置について、次に掲げる基準に適合すること。

ア 次に掲げる基準に適合する数の教育又は保育に従事する職員が置かれ、かつ、当該職員の総数が常時2人以上であること。

(ア) 満1歳未満の子どもおおむね3人につき1人以上

(イ) 満1歳以上満3歳未満の子どもおおむね6人につき1人以上

(ウ) 満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね15人につき1人以上

(エ) 満4歳以上の子どもおおむね25人につき1人以上

イ 幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する満3歳以上の子ども及び保育所と同様に1日に8

時間程度利用する満3歳以上の子ども（以下「教育及び保育時間相当利用児」という。）に共通する4時間程度の利用時間においては、満3歳以上の子どもにつき1学級当たり30人以下の学級が編制され、かつ、各学級に少なくとも1人の職員（以下「学級担任」という。）が置かれていること。

- （5） 前号に掲げる基準に適合するために必要となる職員の資格について、次に掲げる基準に適合すること。

ア 満3歳未満の子どもの保育に従事する職員にあっては、児童福祉法第18条の18第3項に規定する保育士登録、同法第18条の28第2項に規定する地域限定保育士登録又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第3項に規定する旧国家戦略特別区域限定保育士登録（以下「保育士登録」という。）を受けていること。

イ 満3歳以上の子どもの教育又は保育に従事する職員にあっては、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状のうち幼稚園の教諭の免許状（以下「幼稚園教諭免許状」という。）を有しているか、又は保育士登録を受けていること。ただし、学級担任にあっては原則として幼稚園教諭免許状を有していることとし、教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する職員にあっては原則として保育士登録を受けていることとする。

ウ ア及びイの規定により置かなければならない保育士登録を受けている者については、1人に限って、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができること。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士登録を受けている者による支援を受けることができる体制を確保すること。

- （6） 施設設備について、次に掲げる基準に適合すること。

ア 建物の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）は、次の表に掲げる面積以上であること。ただし、設置後相当の期間を経過した施設（以下「既存施設」という。）について保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園として認定を受けようとする場合であって、イ本文（満2歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、イ本文及びカ）に掲げる基準に適合するときは、この限りでない。

学級数	面積
1 学級	180平方メートル
2 学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$ 平方メートル

イ 保育室又は遊戯室が設けられており、かつ、その面積が満2歳以上の子ども1人につき1.98平方メートル以上であること。ただし、満3歳以上の子どもに係る面積については、既存施設について幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園として認定を受けようとする場合であって、その建物の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）がア本文に掲げる基準に適合するときは、当該子ども1人につき1.98平方メートル以上であることを要しない。

ウ 屋外遊戯場が設けられており、かつ、その面積が次に掲げる基準に適合すること。ただし、既存施設について保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園として認定を受けようとする場合であって、かつ、(ア)の基準に適合するときは(イ)の基準に適合することを要せず、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園として認定を受けようとする場合であって、かつ、(イ)の基準に適合するときは(ア)の基準に適合することを要しない。

(ア) 満2歳以上の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。

(イ) 次の表に掲げる面積に満2歳以上満3歳未満の子どもについて(ア)により算定した面積を加えた面積以上であること。

学級数	面積
2 学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル
3 学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル

エ 屋外遊戯場が、建物及びその附属設備（以下「建物等」という。）と同一の又は隣接する敷地内にあること。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園として認定を受けようとする場合で、次に掲げる基準に適合する場所を確保できるときは、この限りでない。

(ア) 子どもが安全に利用することができること。

(イ) 利用時間を日常的に確保できること。

(ウ) 子どもに対する教育又は保育の適切な提供が可能であること。

(エ) ウに掲げる基準に適合すること。

オ 調理室が設けられていること。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(ア) 幼稚園型認定こども園において20人未満の子どもに対して当該施設内で調理する方法により食事の提供を行う場合であって、必要な調理のための加熱、保存等の機能を有する設備を備えているとき。

(イ) 満3歳以上の子どもに対してのみ教育又は保育を提供する認定こども園として認定を受

けようとする場合であって、次に掲げる基準に適合し、かつ、当該施設以外の場所で調理したものを搬入する方法（以下「外部搬入」という。）により適切に食事の提供を行うことができる」と認められるとき。

- a 子どもに対する食事の提供について、衛生管理の方法その他の食品衛生に関する事項につき必要な注意をすることができる体制が確保されていること。
- b 献立等について、栄養士又は管理栄養士から必要な栄養の指導を受けることができる体制が確保されていること。
- c 調理業務を適切に遂行することができる者と委託契約を締結することができ、かつ、当該契約の内容が子どもの健康を確保することができる」と認められること。
- d 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じて、食事の内容、回数等について必要な配慮をすることができる体制が確保されていること。
- e 必要な調理のための加熱、保存等の機能を有する設備を備えていること。

カ 満2歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、次に掲げる基準に適合する乳児室又はほふく室を設けていること。

（ア） 乳児室にあっては、その面積が満2歳未満の子ども1人につき1.65平方メートル以上であること。

（イ） ほふく室にあっては、その面積が満2歳未満の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。

（7） 教育又は保育の内容等について、次に掲げる基準に適合すること。

ア 教育又は保育の対象となる全ての子どもを対象とするものであること。

イ 満3歳以上の子どもに対する学校教育法第23条各号に掲げる目標の達成に向けた教育の提供と、家庭において養育されることが困難な子どもに対する保育の提供とを一体的に実施するものであること。

ウ 集団生活の経験年数が異なる子どもを対象とすること等の認定こども園に固有の事情に配慮したものであること。

エ 教育又は保育の計画及び指導計画を作成し、教育又は保育を適切に実施することができること。

オ 施設設備、教材等について、子どもの年齢、利用時間等の固有の事情に配慮したものであること。

カ 小学校（学校教育法第1条に規定する小学校をいう。）及び義務教育学校（同条に規定する義務教育学校をいう。）における教育との連携が図られること。

（8） 子育て支援事業その他の子ども及びその保護者を支援する事業を適切に実施するために必要な知識及び技術の習得の促進その他の職員（当該認定こども園の長を含む。）の資質の向上を図るための措置が講じられていること。

（9） 子育て支援事業について、次に掲げる基準に適合すること。

ア 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「省令」という。）第2条第1号から第3号まで及び第5号に掲げる事業のうち少なくとも1以上の事業（省令第2条第1号から第3号までに掲げる事業にあつては、次に掲げる基準に適合する事業）を実施すること。

（ア） 省令第2条第1号に掲げる事業にあつては、1週間につき3日以上実施すること。

（イ） 省令第2条第2号及び第3号に掲げる事業にあつては、全ての開園日において実施すること。

イ 省令第2条第1号又は第2号に掲げる事業を実施する場合にあつては、原則として、省令第2条第4号に掲げる事業を併せて実施すること。

ウ 保護者が利用を希望するときに利用することができる体制が確保されていること。

(10) 管理及び運営について、次に掲げる基準に適合すること。

ア 一の認定こども園につき1人の長を置き、一体的な管理運営を行うことができると認められること。

イ 保育を必要とする子どもに対する教育又は保育の時間並びに開園日数及び開園時間について、その地域における当該子どもの保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して適切に定められていること。

ウ 法第4条第1項各号に掲げる事項、法第28条に規定する教育保育概要その他当該施設において提供されるサービスに関する情報を開示するために必要な体制が確保されていること。

エ 入園する子どもの選考に係る客観的かつ公正な基準が定められていること。

オ 児童虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待をいう。）を受けた子ども、母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の子ども、障害児（児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいう。）その他特別の配慮を必要とする子どもの受入れに関し必要な措置が講じられていること。

カ 子どもの健康及び安全を確保するために必要な措置が講じられていること。

キ 満3歳以上の子どもに対して外部搬入により食事の提供を行う場合にあつては、第6号オ（イ）aからeまでに掲げる基準に適合すること。

ク 事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができると認められること。

ケ 子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行する場合にあつては、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在の確認が行われていること。

コ 通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に車内の子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行する場合にあつては、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置が備えられ、子ども

の降車の際に、当該装置を用いて子どもの所在の確認が行われていること。

サ その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示がされていること。

シ 法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下このシにおいて同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者（子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置が講じられていること。

（法第3条第3項の要件）

第3条 法第3条第3項の条例で定める要件は、次に掲げる要件とする。

（1） 次のいずれかに該当する施設であること。

ア 当該連携施設を構成する保育機能施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

イ 当該連携施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

（2） 子育て支援事業のうち、当該連携施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

（3） 当該連携施設を構成する幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物等が同一の又は隣接する敷地内にあること。ただし、次に掲げる基準に適合する場合は、この限りでない。

ア 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。

イ 子どもの移動時の安全が確保されていること。

（4） 前条第4号から第10号までに掲げる要件に適合すること。

（委任）

第4条 この条例に定めるもののほか、認定こども園の要件に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（認定こども園の職員資格に関する特例）

2 子どもの登園又は降園の時間帯その他の子どもが少数である時間帯において、第2条第4号ア（ア）から（エ）までの基準により置かなければならない職員の数が1人となる場合には、当分の間、同条第5号の規定にかかわらず、同条第4号アの規定により置かなければならない職員のうち1人

は、知事が幼稚園教諭免許状を有する者又は保育士登録を受けている者と同等の知識及び経験を有すると認める者として置かなければならないことができる。

- 3 第2条第5号アの規定により置かなければならない保育士登録を受けている者及び同号イただし書の規定により原則として置かなければならない保育士登録を受けている者は、当分の間、幼稚園教諭免許状を有する者又は教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状のうち小学校の教諭の免許状若しくは養護教諭の免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭、主務養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。
- 4 第2条第5号イ本文の規定により置かなければならない幼稚園教諭免許状を有し、又は保育士登録を受けている者は、当分の間、小学校教諭等免許状所持者をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 5 1日につき8時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第2条第5号アの規定により置かなければならない保育士登録を受けている者、同号イ本文の規定により置かなければならない幼稚園教諭免許状を有し、又は保育士登録を受けている者及び同号イただし書の規定により原則として置かなければならない保育士登録を受けている者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、知事が幼稚園教諭免許状を有する者又は保育士登録を受けている者と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 6 第2条第5号アの規定により置かなければならない保育士登録を受けている者は、当分の間、1人に限り、保健師又は看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である場合は、子育てに関する知識と経験を有する看護師等が配置され、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該施設の保育士登録を受けている者による支援を受けることができる体制が確保されていることとする。
- 7 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、第2条第4号アの規定により認定こども園に置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

第2条第5号ウ	第2条第5号アの規定により置かなければならない保育士登録を受けている者	特定理学療法士等
附則第3項	第2条第5号アの規定により置かなければならない保育士登録を受けている者及び同号イただし書の規定により原則として置かなければならない保育士登録を受けている者	幼稚園教諭免許状を有する者又は小学校教諭等免許状所持者
附則第4項	第2条第5号イ本文の規定により置かなければならない幼稚園教諭免許状を有し、又は保育士登録を受けている者	小学校教諭等免許状所持者
附則第5項	第2条第5号アの規定により置かなければならない保育士登録を受けている者、同号イ本文の規定により置かなければならない幼稚園教諭免許状を有し、又は保育士登録を受けている者及び同号イただし書の規定により原則として置かなければならない保育士登録を受けている者	知事が幼稚園教諭免許状を有する者又は保育士登録を受けている者と同等の知識及び経験を有すると認める者
附則第6項	第2条第5号アの規定により置かなければならない保育士登録を受けている者	看護師等

8 第2条第5号ウ及び附則第6項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該施設の保育士登録を受けている者（同号ウただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（検討）

9 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成20年1月25日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年7月22日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日条例第25号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月10日条例第40号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成26年10月21日条例第58号）

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成27年3月規則第22号で、同27年4月1日から施行）

- 2 この条例の施行の際現に存する認定こども園の職員の数については、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、改正後の第2条第4号アの規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成27年10月20日条例第74号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月29日条例第32号抄）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成28年7月1日条例第58号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年9月5日条例第54号）

この条例は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成29年法律第71号）の施行の日から施行する。

附 則（令和5年3月20日条例第14号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
（自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）
- 2 改正後の第2条第10号コの規定の適用については、通園を目的とした自動車を運行する場合であつて、当該自動車に同号コに規定するブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等が備えられ、子どもの降車の際に、ブザー等を用いて子どもの所在の確認が行われていることを要しない。この場合においては、ブザー等の設置及び使用に代わる措置が講じられ子どもの所在の確認が行われていることを要件とする。

附 則（令和5年3月20日条例第32号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年7月19日条例第66号）

改正

令和8年7月24日条例第33号

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 子どもの教育又は保育に従事する職員の配置の状況に鑑み、教育又は保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年3月31日までの間、改正後の第2条第4号ア(ウ)の規定は、適用しない。この場合において、改正前の第2条第4号ア(ウ)の規定は、なおその効力を有する。

- 3 子どもの教育又は保育に従事する職員の配置の状況に鑑み、教育又は保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第2条第4号ア(エ)の規定は、適用しない。この場合において、改正前の第2条第4号ア(エ)の規定は、なおその効力を有する。

附 則（令和7年3月28日条例第33号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年12月23日条例第77号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年7月24日条例第30号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第10号の改正規定は、令和8年12月25日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に存する認定こども園における1学級の子どもの数については、改正後の第2条第4号イの規定にかかわらず、令和14年3月31日までは、なお従前の例によることができる。

附 則（令和8年7月24日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

神奈川県認定こども園の要件に関する取扱基準

(趣旨)

第1条 認定こども園の要件を定める条例（平成18年神奈川県条例第65号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、条例に定める要件の取扱いについてこの取扱基準に定める。

- 2 認定こども園の認定に際しては、子どもの最善の利益を考慮し、子どもの健やかな育ち並びに保護者及び地域の子育てを自ら実践する力の向上に資するよう、条例及びこの取扱基準を運用するものとする。

(職員配置)

第2条 条例第2条第4号アに規定する保育に従事する者の数の具体的な算定方法は、次の式により利用時間別に子どもの数を年齢ごとの配置基準で除して小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位まで求め、各々を合計した後に小数点以下を四捨五入して求める。

$$\begin{aligned} \text{必要配置数} = & (\text{満1歳未満の園児} \times 1/3) \\ & + (\text{満1歳以上満3歳未満の園児} \times 1/6) \\ & + (\text{満3歳以上満4歳未満の園児} \times 1/15) \\ & + (\text{満4歳以上の園児} \times 1/25) \end{aligned}$$

- 2 条例第2条第4号イに規定する幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する満3歳以上の子どもとは、教育及び保育時間相当利用児と共通の4時間程度の利用時間（以下「共通利用時間」という。）のみ利用する子どものことをいう。また、教育及び保育時間相当利用児とは共通利用時間終了後に引き続き施設を利用する子どものことをいう。

(職員資格)

第3条 条例第2条第5号イ但し書きの規定に規定する学級担任について、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって学級担任を幼稚園教諭免許状を有する者とするのが困難であるときは、保育士登録を受けている者であって、児童福祉施設等における保育の実務経験が1年以上であり、その意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められるものを、学級担任とすることができる。ただし、学級担任数の3分の1を超えることはできない。

- 2 条例第2条第5号イ但し書きの規定に規定する満3歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者について、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者を保育士登録を受けている者とするのが困難であるときは、幼稚園教諭免許状を有する者であって、幼稚園における教育の実務経験等が1年以上であり、その意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められるものを、当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者とするることができる。ただし、当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者の数の3分の2を超えることはできない。

- 3 前2項の規定により学級担任等を置く場合においても、認定こども園の長は、必要な資格を有する職員を置くように努めなければならない。

(施設設備)

第4条 条例第2条第6号イの保育室又は遊戯室は、建築物の内法面積から固定された備品等の面積を控除して算定したもの（以下「有効面積」という。）が、条例に定める面積基準を満たしていること。

- 2 条例第2条第6号エに規定する屋外遊戯場について、建物等と同一の又は隣接する敷地の外の付近にある適当な場所に代える場合、次の各号及び第6項第2号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 当該屋外遊戯場の形状、設備等に危険性がなく、子どもが安全に利用できる場所であること。
- (2) 共通利用時間において、日常的に利用が可能な場所であること
- (3) 当該認定こども園から乳幼児同伴で徒歩10分程度の距離にあること。

- 3 条例第2条第6号カについては、次の基準に適合していること。

- (1) 乳児室又はほふく室（これらを一部の部屋として運営する場合を含む。）は、有効面積が条例又は次号に定める面積基準を満たしていること。なお、これらの部屋を複数設置する場合の有効面積は、各部屋の面積を合計したものとすることができる。
- (2) 乳児室とほふく室を一の部屋として運営する場合の当該部屋の面積は、乳児又は2歳に満たない幼児1人につき2.475平方メートル以上であること。

- 4 条例第2条第6号アからカに定める施設設備のほか、必要な数の便所をおくこと。また、便所には手洗い設備が設けられているとともに、保育室及び調理室と区画され、かつ子どもが安全に使用できるものであること。

- 5 建物等の2階以上に保育室を設置する場合、認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年3月29日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別添認可外保育施設指導監督基準4「保育室を2階以上に設ける場合の条件」を満たすこと。

- 6 条例第3条第3号に規定する建物等について、次の各号に掲げる要件を満たす場合、同一の又は隣接する敷地内にあることを要しない。

- (1) 当該建物等が移動時間片道おおむね10分以内の距離に位置し、認定こども園としての一体的な教育又は保育の提供が可能なこと。
- (2) 当該建物等が前号に掲げる距離に位置する場合、次のア又はイのいずれかに該当するものであること。

ア 徒歩で移動する場合は、横断歩道、ガードレール等が設置され、また、子どもの移動の際に複数の職員を配置する等子どもの移動時の安全が確保されていること。

イ 専用のバス等で移動する場合は、安全な乗降場所が確保され、また、子どもの移動の際に運転手とは別に保育に従事する職員を配置する等子どもの移動時の安全が確保されていること。

(教育又は保育の内容)

第5条 条例第2条第7号に規定する教育又は保育の内容については、次の各号に掲げる事項が達成されるよう指導計画及び活動計画等を策定しなければならない。

- (1) 教育又は保育は、その対象となるすべての子どもを対象とし、一人一人の子どもの発達の過程に即した援助の一貫性や生活の連続性を重視しつつ、満3歳以上の子どもに対する学校教育法(昭和22年法律第26号)第23条各号に掲げる目標の達成に向けた教育の提供と、家庭において養育されることが困難な子どもに対する保育の提供という二つの機能が一体として展開されなければならないため、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)を踏まえるとともに、次のアからカまでに掲げる幼稚園教育要領(平成29年文部科学省告示第62号)及び保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)の目標が達成されるように教育又は保育を提供しなければならない。

また、この教育又は保育の目標を達成するため、子どもの発達の状況等に応じ、より具体化した教育又は保育のねらい及び内容を定め、子どもの主体的な活動を促し、乳幼児期にふさわしい生活が展開されるように環境を構成し、子どもが発達に必要な体験を得られるようにしなければならない。

ア 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を適切に満ちし、生命の保持及び情緒の安定を図るようにすること。

イ 健康、安全で幸福な生活のための基本的な生活習慣や態度を育て、健全な心身の基礎を培うようにすること。

ウ 人とかかわりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自立と協同の態度及び道徳性の芽生えを培うようにすること。

エ 自然などの身近な事象への興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うようにすること。

オ 日常生活の中で、言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度や豊かな言葉の感覚を養うようにすること。

カ 多様な体験を通して豊かな感性を育て、創造性を豊かにするようにすること。

- (2) 前号に掲げる教育又は保育の基本及び目標に加え、教育又は保育は、次に掲げる事項について、認定こども園として特に配慮しなければならない。

ア 当該認定こども園の利用を始めた年齢の相違により集団生活の経験年数が異なる子どもがいることに配慮する等、0歳から小学校就学前までの一貫した教育又は保育を子どもの発達の連続性を考慮して展開していくこと。

イ 子どもの一日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮するとともに、保護者の生活形態を反映した子どもの利用時間及び登園日数の違いを踏まえ、一人一人の子どもの状況に応じ、教育又は保育の内容やその展開について工夫をすること。

ウ 共通利用時間において、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行う教育活動の充実を図ること。

エ 保護者及び地域の子育てを自ら実施する力を高める観点に立って子育て支援事業を実施

すること。

- (3) 教育及び保育については、前号に掲げる認定こども園に固有の事情として配慮すべき内容を踏まえつつ、園として目指すべき目標・理念や運営の方針を明確にしなければならない。

また、次に掲げる点に留意して、幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を併せ持つ教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成するとともに、年、学期、月、週、日々の指導計画を作成し、教育及び保育を適切に展開しなければならない。

ア 幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する満3歳以上の子どもと教育及び保育時間相当利用児がいるため、指導計画の作成に当たり、子どもの一日の生活時間に配慮し、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図ること。

イ 共通利用時間における教育及び保育の「ねらい及び内容」については、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき実施し、指導計画に定めた具体的なねらいを達成すること。

ウ 家庭や地域において異年齢の子どもとのかかわる機会が減少していることを踏まえ、満3歳以上の子どもについては、学級による集団活動とともに、満3歳未満の子どもを含む異年齢の子どもによる活動を、発達の状況にも配慮しつつ適切に組み合わせて設定するなどの工夫をすること。

エ 受験等を目的とした単なる知識や特別な技能の早期獲得のみを目指すような、いわゆる早期教育となることのないように配慮すること。

- (4) 園舎、保育室、屋外遊戯場、遊具、教材等の環境の構成に当たっては、次に掲げる点に留意しなければならない。

ア 0歳から小学校就学前までの様々な年齢の子どもの発達の特性を踏まえ、満3歳未満の子どもについては特に健康、安全や発達の確保を十分に図るとともに、満3歳以上の子どもについては同一学年の子どもで編制される学級による集団活動の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるよう工夫をすること。

イ 利用時間が異なる多様な子どもがいることを踏まえ、家庭や地域、認定こども園における生活の連続性を確保するため、子どもの生活が安定するよう一日の生活のリズムを整えるよう工夫をすること。特に満3歳未満の子どもについては睡眠時間等の個人差に配慮するとともに、満3歳以上の子どもについては集中して遊ぶ場と家庭的な雰囲気の中でくつろぐ場との適切な調和等の工夫を行うこと。

ウ 共通利用時間については、子ども一人一人の行動の理解と予測に基づき計画的に環境を構成するとともに、集団とのかかわりの中で、自己を発揮し、子ども同士の学びあいが深まり広がるように子どもの教育又は保育に従事する者のかかわりを工夫すること。

エ 子どもの教育又は保育に従事する者が子どもにとって重要な環境となっていることを念頭に置き、子どもとその教育又は保育に従事する者の信頼関係を十分に築き、子どもとともによりよい教育又は保育の環境を創造すること。

- (5) 日々の教育及び保育の指導に際しては、次に掲げる点に留意しなければならない。

ア 0歳から小学校就学前までの子どもの発達の連続性を十分理解した上で、生活や遊びを通して総合的な指導を行うこと。

- イ 子どもの発達の個人差、施設の利用を始めた年齢の違いなどによる集団生活の経験年数の差、家庭環境等を踏まえ、一人一人の子どもの発達の特性や課題に十分留意すること。特に満3歳未満の子どもについては、大人への依存度が極めて高い等の特性があることから、個別的な対応を図ること。また、子どもの集団生活への円滑な接続について、家庭との連携及び協力を図る等十分留意すること。
- ウ 一日の生活のリズムや利用時間が異なる子どもが共に過ごすことを踏まえ、子どもに不安や動揺を与えないようにする等の配慮を行うこと。
- エ 共通利用時間においては、同年代の子どもとの集団生活の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるように、環境の構成、子どもの教育又は保育に従事する者の指導等の工夫をすること。
- オ 乳幼児期の食事は、子どもの健やかな発育及び発達に欠かせない重要なものであることから、望ましい食習慣の定着を促すとともに、子ども一人一人の状態に応じた摂取法や摂取量のほか、食物アレルギー等への適切な対応に配慮すること。また、楽しく食べる経験や食に関する様々な体験活動等を通じて、食事をする事への興味や関心を高め、健全な食生活を実践する力の基礎を培う食育の取組を行うこと。さらに、利用時間の相違により食事を摂る子どもと摂らない子どもがいることにも配慮すること。
- カ 午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる環境を確保するとともに、利用時間が異なることや、睡眠時間は子どもの発達の状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。
- キ 健康状態、発達の状況、家庭環境等から特別に配慮を要する子どもについて、一人一人の状況を的確に把握し、専門機関との連携を含め、適切な環境の下で健やかな発達が図られるよう留意すること。
- ク 認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法第三十三条の十一第一項各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない
- ケ 家庭との連携においては、子どもの心身の健全な発達を図るために、日々の子どもの状況を的確に把握するとともに、家庭と認定こども園とで日常の子どもの様子を適切に伝え合い、十分な説明に努める等、日常的な連携を図ること。その際、職員間の連絡・協力体制を築き、家庭からの信頼を得られるようにすること。また、教育又は保育活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育てを自ら実践する力の向上に寄与するだけでなく、地域社会における家庭や住民の子育てを自ら実践する力の向上及び子育ての経験の継承につながることから、これを促すこと。その際、保護者の生活形態が異なることを踏まえ、すべての保護者の相互理解が深まるように配慮すること。
- (6) 次に掲げる点に留意して、小学校教育との連携を図らなければならない。
- ア 子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育又は保育の内容の工夫を図り、連携を通じた質の向上を図ること。
- イ 地域の小学校等との交流活動や合同の研修の実施等を通じ、認定こども園の子どもと小

学校等の児童及び認定こども園と小学校等の職員同士の交流を積極的に進めること。

ウ すべての子どもについて指導要録の抄本又は写し等の子どもの育ちを支えるための資料の送付により連携する等、教育委員会、小学校等との積極的な情報の共有と相互理解を深めること。

(保育者の資質向上等)

第6条 条例第2条第5号及び第8号に規定する保育者の資質向上等について、次に掲げる点に留意して、資質向上等を図らなければならない。

- (1) 子どもの教育又は保育に従事する者の資質は教育及び保育の要であり、自らその向上に努めることが重要であること。
 - (2) 教育又は保育の質の確保及び向上を図るためには日々の指導計画の作成や教材準備、研修等が重要であり、これらに必要な時間について、午睡の時間や休業日の活用、非常勤職員の配置等、様々な工夫を行うこと。
 - (3) 幼稚園の教員免許状を有する者と保育士資格を有する者との相互理解を図ること。
 - (4) 認定こども園の内外での適切な研修計画を作成・実施するとともに、当該認定こども園の内外での研修の機会を確保できるよう、勤務体制の組み立て等に配慮すること。
 - (5) 認定こども園の長には、認定こども園を一つの園として多様な機能を一体的に発揮させる能力や地域の人材及び資源を活用していく調整能力が求められるため、こうした能力を向上させること。
- 2 子どもの教育又は保育に従事する者は、幼稚園教諭免許状を保有し、かつ、保育士登録を受けるよう努めなければならない。

(子育て支援)

第7条 条例第2条第9号に規定する子育て支援事業について、別表に掲げる各事業で第2条第4号に掲げる事業を除いたもののうち少なくとも1以上の事業を実施しなければならない。

- 2 子育て支援事業については、次に掲げる点に留意して実施されなければならない。
- (1) 単に保護者の育児を代わって行うのではなく、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て相談や親子の集いの場の提供等の保護者への支援を通して保護者自身の子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援すること。また、子育て世帯からの相談を待つだけでなく、認定こども園から地域の子育て世帯に対して働きかけていくような取組も有意義であること。
 - (2) 子どもの教育又は保育に従事する者が研修等により子育て支援に必要な能力を涵養し、その専門性と資質を向上させていくとともに、地域の子育てを支援するボランティア、NPO、専門機関等と連携する等様々な地域の人材や社会資源を活かしていくこと。
- 3 子育て支援事業の実施内容及び体制等を明らかにするため、認定こども園は、子育て支援に係る事業計画を策定しなくてはならない。

(管理運営等)

第8条 認定こども園には、次の各号に掲げる要件のうち一以上を満たす認定こども園の長を一人置くこと。

(1) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第20条、第21条又は第22条に規定する校長の資格を有する者

(2) 児童福祉事業に2年以上従事した者又はこれと同等の能力を有すると知事が認める者

2 認定こども園における保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は、一日につき8時間を原則とし、その地域における子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して認定こども園の長が定めなければならない。また、認定こども園の開園日数及び開園時間は、保育を必要とする子どもに対する教育又は保育を適切に提供できるよう、市町村長の意見を聴き、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定めなければならない。

3 児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭、ひとり親家庭又は低所得家庭の子どもや、障害のある子どもなど特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行わなければならない。また、認定こども園は、地方公共団体との連携を図り、こうした子どもの受入れに適切に配慮しなければならない。

4 法令等に基づく施設設備等の安全にかかる点検等を年1回以上実施し特段の不備のないこと。

5 子どもの健康診断を年に1回以上実施しなければならない。

6 条例第2条第10号キの規定により当該認定こども園の満3歳以上の子どもに対する食事の提供について、当該認定こども園外で調理し搬入する方法により行う場合、次の各号に掲げる要件を満たすことを受託者との契約書及び計画書等により明らかにしなければならない。なお、認定こども園を構成する幼稚園に在籍する子どもの保護者の希望がある場合、保護者が子どもに提供した食事をもって認定こども園が提供する食事に代えることができる。

(1) 子どもに対する食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、その管理者が、衛生面や栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務を受託する者との契約内容が確保されていること。

(2) 当該認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等に配置されている栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

(3) 受託業者については、認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。

(4) 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与など、子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

(5) 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育・発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供すること。

7 条例第2条第10号クに規定する補償のため、適切な保険又は共済制度等により体制を整えなければならない。

- 8 自己評価、外部評価等において子どもの視点に立った評価を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上に努めなければならない。

(財務)

第9条 財務内容については、条例第2条各号に定める基準を満たし、安定的、継続的運営を確保できる適正なものでなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成18年12月28日から施行する。

(認定こども園の職員資格に関する特例)

2 条例附則第2項及び第5項に規定する「知事が幼稚園教諭免許状を有する者又は保育士登録を受けている者と同等の知識及び経験を有すると認める者」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第1項第9号に規定する家庭的保育者

(2) 知事又は市町村長が実施する子育て支援員研修のうち地域保育コースの地域型保育を修了した者

3 条例附則第6項に規定する「同表の右欄に掲げる者の総数」は、各時間帯において条例第2条第4号アの規定により認定こども園に置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならないこととする。

附 則

この基準は、平成20年1月25日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 7 年 10 月 22 日から施行する。

別表（第7条関係）

子育て支援事業			要 件	事 業 例
就学前の子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（内閣府・文部科学省・厚生労働省令）第2条	第1号に掲げる事業	地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、当該子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業	○1週間につき3日以上実施すること。 ○原則として、第4号に掲げる事業を併せて実施すること。 ○利用を希望するときにご利用することができる体制が確保されていること。	左記の要件を満たした事業で知事が認めたもの（以下、既存事業例列記） ・地域開放事業（県・地域開放推進費補助事業）のうち左記要件を満たしたもの ・地域子育て支援拠点事業（内閣府・地域子ども・子育て支援事業）のうち左記要件に該当する事業
	第2号に掲げる事業	地域の家庭において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業	○すべての開園日において実施すること（利用を希望するときにご利用することができる体制が確保されていること）。 ○原則として、第4号に掲げる事業を併せて実施すること。	左記の要件を満たした事業で知事が認めたもの（以下、既存事業例列記） ・乳児家庭全戸訪問事業（内閣府・地域子ども・子育て支援事業） ・養育支援訪問事業（内閣府・地域子ども・子育て支援事業）
	第3号に掲げる事業	保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、認定こども園又はその家庭において保育を行う事業	○すべての開園日において実施すること（利用を希望するときにご利用することができる体制が確保されていること）。	左記の要件を満たした事業で知事が認めたもの（以下、既存事業例列記） ・一時預かり事業（内閣府・地域子ども・子育て支援事業。ただし、在園児のみの場合を除く）
	第4号に掲げる事業	地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体又は個人との連絡及び調整を行う事業		左記の事業として知事が認めたもの（以下、既存事業例列記） ・地域子育て支援拠点事業（内閣府・地域子ども・子育て支援事業）のうち左記に該当するもの
	第5号に掲げる事業	地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体又は個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業		左記の事業として知事が認めたもの（以下、既存事業例列記） ・地域子育て支援拠点事業（内閣府・地域子ども・子育て支援事業）のうち左記に該当する事業

神奈川県認定こども園の認定等に関する手続き要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）及び同法施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「施行規則」という。）の規定に基づいて行う認定の申請、届出の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定の申請)

第2条 法第4条の規定により認定こども園の認定を受けようとする者は、認定こども園認定申請書（第1号様式）を神奈川県知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。

2 前項の申請書に添付する書類は別表第一に定めるとおりとする。

3 第1項により申請書を提出しようとする者は、認定を受けようとする認定こども園の開園日数及び開園時間、利用定員、実施すべき子育て支援事業等について、あらかじめ施設の所在する市町村の長の意見を聴かなければならない。

(変更の届出)

第3条 認定こども園の設置者は、法第29条第1項の規定による届出をしようとする場合には、認定こども園に係る変更届（第2号様式）により知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を要する変更事項及び変更届に添付する書類は、法第29条第1項の規定によるもののほか知事が必要に応じて定めることとし、別表第二に定めるとおりとする。

3 法第29条第2項及び第3項の規定に基づき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）の長から知事への書類の写しの送付又は提出は、認定こども園に係る変更事項（第3号様式）に、当該変更に係る書類の写しを添えて行うものとする。

4 認定こども園の設置者は、開園日数及び開園時間、子育て支援事業並びに保育を必要とする子ども又は保育を必要とする子ども以外の子どもの利用定員を変更しようとするときは、あらかじめ施設の所在する市町村の長の意見を聴かなければならない。

5 施行規則第28条第1号に規定する「都道府県知事が定める数」及び同条第2号に規定する「都道府県知事が定めるもの」は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 都道府県知事が定める数

保育を必要とする子ども又は保育を必要とする子ども以外の子どもの利用定員の人数のそれぞれ10分の1以内（保育所型認定こども園を除く。）の数

(2) 都道府県知事が定めるもの

職員配置の変更のうち、保育に従事する職員数及び職員の資格に変更のないもの

(運営の状況の報告)

- 第4条 認定こども園の設置者は、法第30条第1項の規定によりその運営の状況について、認定こども園に係る運営状況報告書（第4号様式）により知事に報告しなければならない。
- 2 前項の報告書に添付する書類は、別表第一に定めるとおりとする。
 - 3 第1項の報告は、毎年6月30日までに行わなくてはならない。

(他の地方公共団体との協議等)

- 第5条 知事は、法第3条第6項の規定による協議を行おうとする場合には、認定こども園の認定に係る協議書（第5号様式）により、同項に規定する市町村の長に協議しなければならない。
- 2 知事は、法第8条第1項の規定による協議を行おうとする場合には、認定こども園の認定に係る協議書（第6号様式）又は認定こども園の認定の取消しに係る協議書（第7号様式）により、同項に規定する地方公共団体の機関に協議しなければならない。
 - 3 知事は、第1項及び第2項による協議のほか、認定こども園が所在する市町村の長に対し、認定こども園の認定の取消しに係る意見照会書（第8号様式）により意見を照会するものとする。
 - 4 前項の規定において、当該施設の設置者が市町村のみである場合、知事は、意見を照会することを要しない。
 - 5 法第3条第7項の規定による指定都市の長から知事への通知は、認定こども園の認定に係る通知書（第9号様式）により、原則として当該認定こども園を認定しようとする日以前に行うものとする。

(認定の廃止)

- 第6条 認定こども園の設置者が当該施設認定こども園を廃止しようとするときは、認定こども園に係る廃止届（第10号様式）により、知事に届け出なければならない。
- 2 前項の規定により届け出ようとする当該施設の設置者は、あらかじめ施設の所在する市町村長の意見を聞かなければならない。
 - 3 第1項の届出は、廃止しようとする3か月前までに行わなければならない。
 - 4 知事は、第1項の届出があったときは、その旨を公表するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年12月28日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱中、第7条の規定は平成27年2月13日から、他の規定は平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成27年2月13日から平成27年3月31日までの間における第7条第3項の規定の適用について、「3か月前まで」とあるのは「1か月前まで」とする。

(準備行為)

- 3 第2条の規定による認定の申請手続、第6条の規定による協議等は、施行日前においても行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年6月26日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年2月4日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年8月24日から施行する。

別表第一（第2条、第4条関係）

	添 付 書 類	認定の申請	運営状況報告
職員配置	職員名簿	○	△
職員資格	教員免許状又は保育士登録証の写し	○	△
	定員及び収容状況表	○	○
	勤務表	○	△
施設設備	施設概要書	○	
	図面（案内図、配置図、土地（全敷地・屋外遊戯場）の求積図、建物（各階）の平面図、建物の立面図）	○	
	登記簿謄本（土地・建物）	○	
	公図写し	○	
	検査済証又は確認済証	○	
	土地売買契約書、工事請負契約書等	○	
教育又は 保育	教育及び保育の内容に関する計画書	○	
	指導計画、保育計画、活動計画、1日の流れ（デイリープログラム）等	○	
	教育及び保育の実績報告書		○
資質向上	職員研修実施計画書	○	
	職員研修実績報告書		○
子育て支 援	子育て支援事業実施計画書	○	
	子育て支援事業実績報告書		○
管理運営	認定こども園の長の履歴書及び資格を証する書類	○	
	管理運営に係る計画書	○	
	管理運営に係る実績報告書		○
	選考基準	○	△
	調理業務委託契約書	△	△
	給食外部搬入実施計画書	△	
	給食外部搬入実施報告書		△
	食育に係る計画書	△	△
その他	事業開始後3か年の収支予算書	○	
	設置者の履歴書又は沿革	□	
	議事録（法人の場合）	△	
	その他知事が必要と認める書類	△	△

※ ○…添付する書類

△…必要により添付する書類（例）

- ・ 連携施設において位置関係を確認するための案内図
- ・ 調理業務、外部搬入業務を委託している場合の契約書

□…保育機能施設において添付する書類

別表第二（第3条関係）

届出を要する変更事項	添付書類
氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	・ 変更の内容のわかる書類
施設の名称及び所在地	・ 変更の内容のわかる書類
保育を必要とする子どもの利用定員	・ 定員及び収容状況表
保育を必要とする子ども以外の子どもの利用定員	・ 職員名簿
教育又は保育の概要	
教育又は保育の目標及び主な内容	・ 教育及び保育の内容に関する計画書
認定こども園が実施する子育て支援事業	・ 子育て支援事業計画書
園児の1日の活動内容	
利用者負担	
施設の概要	
職員配置	・ 定員及び収容状況表 ・ 職員名簿
施設設備等の概要	・ 施設概要書 ・ 図面、登記簿謄本、確認済証、公図写し、契約書等変更の内容のわかる書類
学級数	・ 定員及び収容状況表 ・ 職員名簿
幼稚園、保育所又は保育機能施設の別	・ 認可書等変更の内容のわかる書類
認定こども園の名称	
認定こども園の長となるべき者の氏名	・ 履歴書及び資格を証する書類
開園日数及び開園時間	

※法人の場合、全ての変更事項について議事録を添付すること。

(第1号様式)

年 月 日

認定こども園認定申請書

神奈川県知事

殿

住所

設置者名

代表者職氏名

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第4条第1項の規定により、関係書類を添えて認定こども園の認定を申請します。

施設の 名称 及び 所在地	名称				施 設 の 別	幼稚園・保育所・
	所在地					保育機能施設
	名称					保育機能施設
	所在地					
認定こども園の名称						
認定こども園の長の氏名						
利 用 定 員	施設の別	年齢区分	保育を必要とする子ども		保育を必要とする子ども以外の子ども	
	幼稚園	満3歳以上	人		人	
	保育所又は	満3歳未満	人		人	
	保育機能施設	満3歳以上	人		人	
教育又は保育の 目標 及び主な内容						
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 施行規則第2条各号に掲げる事業のうち実施する子育て支援事業					1号・2号 3号・5号	
市町村との調整状況（開園日数、開園時間、利用定員、子育て支援事業等）						
事業開始予定日						

〔添付書類〕

神奈川県認定こども園の認定等に関する手続き要綱別表第一に掲げる書類

(第2号様式)

年 月 日

認定こども園に係る変更届

殿

住所

設置者名

代表者職氏名

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条第1項の規定により、関係書類を添えて認定こども園に係る次の変更事項を届け出ます。

認定こども園の名称		
認定こども園の所在地		
認定こども園の類型		☐ 幼稚園型 ☐ 保育所型 ☐ 地方裁量型
変更する事項		
変更の内容	変更後	
	変更前	
変更する日		
変更の理由		

〔添付書類〕

神奈川県認定こども園の認定等に関する手続き要綱別表第二に掲げる書類

(第3号様式)

年 月 日

認定こども園に係る変更事項

神奈川県知事 宛

市長 ○ ○ ○ ○

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条第2項及び第3項の規定により、関係書類を添えて認定こども園に係る次の変更事項を報告します。

認定こども園の名称		
認定こども園の所在地		
変更する事項		
変更の内容	変更後	
	変更前	
変更する日		
変更の理由		

〔添付書類〕

当該届出に係る書類の写し

認定こども園に係る運営状況報告書

殿

住所

設置者名

代表者職氏名

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第30条第1項の規定により、関係書類を添えて認定こども園の運営状況を報告します。

認定こども園の名称				
認定こども園の所在地				
認定こども園の類型		☐ 幼稚園型 ☐ 保育所型 ☐ 地方裁量型		
認定こども園の長の氏名				
実 員 ※報告 日前日	施設の別	年齢区分	保育を必要とする子ども	保育を必要とする子ども以外の子ども
	幼稚園	満3歳以上	人	人
	保育所又は	満3歳未満	人	人
	保育機能施設	満3歳以上	人	人
教育又は保育の 目標 及び主な内容				
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 施行規則第2条各号に掲げる事業のうち実施する子育て支援事業			1号・2号 3号・5号	
利用者負担				

〔添付書類〕

神奈川県認定こども園の認定等に関する手続き要綱別表第一に掲げる書類

(第5号様式)

年 月 日

認定こども園の認定に係る協議書

市町村長 殿

神奈川県知事 ○ ○ ○ ○

次の施設から認定こども園の認定の申請がありましたので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第6項の規定により協議します。

ついては、別紙意見書（別紙様式）によりご意見をくださるようお願いします。

施設の 名称 及び 所在地	名称				施 設 の 別	幼稚園・保育所・
	所在地					保育機能施設
	名称					保育機能施設
	所在地					
認定こども園の名称						
認定こども園の長の氏名						
利 用 定 員	施設の別	年齢区分	保育を必要とする子ども	保育を必要とする子ども以外の子ども		
	幼稚園	満3歳以上	人	人		
	保育所又は	満3歳未満	人	人		
	保育機能施設	満3歳以上	人	人		
教育又は保育の 目標 及び主な内容						
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 施行規則第2条各号に掲げる事業のうち実施する子育て支援事業					1号・2号 3号・5号	
事業開始予定日						

(別紙様式)

認定こども園に係る市町村意見書

市町村名

認定こども園の名称	
認定こども園の所在地	
意見（地域の実情に応じた施設の開所時間及び開園日数、利用定員、子育て支援の内容、当該施設の運営状況等）	

認定こども園の認定に係る協議書

殿

神奈川県知事 ○ ○ ○ ○

次の施設から認定こども園の認定の申請がありましたので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第8条第1項の規定により協議します。

ついては、別紙意見書（別紙様式）によりご意見をくださるようお願いします。

施設の 名称 及び 所在地	名称				施 設 の 別	幼稚園・保育所・
	所在地					保育機能施設
	名称					保育機能施設
	所在地					
認定こども園の名称						
認定こども園の長の氏名						
利 用 定 員	施設の別	年齢区分	保育を必要とする子ども	保育を必要とする子ども以外の子ども		
	幼稚園	満3歳以上	人	人		
	保育所又は	満3歳未満	人	人		
	保育機能施設	満3歳以上	人	人		
教育又は保育の 目標 及び主な内容						
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 施行規則第2条各号に掲げる事業のうち実施する子育て支援事業					1号・2号 3号・5号	
事業開始予定日						

(別紙様式)

認定こども園に係る市町村・地方公共団体機関意見書

市町村・地方公共団体機関名

認定こども園の名称	
認定こども園の所在地	
意見（地域の実情に応じた施設の開所時間及び開園日数、利用定員、子育て支援の内容、当該施設の運営状況等）	

(第7号様式)

年 月 日

認定こども園の認定の取消しに係る協議書

殿

神奈川県知事 ○ ○ ○ ○

次の認定こども園の認定を取り消しますので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第8条第1項の規定により協議します。

ついては、別紙意見書（別紙様式）によりご意見をくださるようお願いします。

施設の 名称 及び 所在地	名称				施 設 の 別	幼稚園・保育所・
	所在地					保育機能施設
	名称					保育機能施設
	所在地					
認定こども園の名称						
認定こども園の長の氏名						
利 用 定 員	施設の別	年齢区分	保育を必要とする子ども	保育を必要とする子ども以外の子ども		
	幼稚園	満3歳以上	人	人		
	保育所又は	満3歳未満	人	人		
	保育機能施設	満3歳以上	人	人		
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 施行規則第2条各号に掲げる事業のうち実施する子育て支援事業					1号・2号 3号・5号	
今回該当する 取消し要件						

(別紙様式)

認定こども園に係る市町村・地方公共団体機関意見書

市町村・地方公共団体機関名

認定こども園の名称	
認定こども園の所在地	
意見（地域の実情に応じた施設の開所時間及び開園日数、利用定員、子育て支援の内容、当該施設の運営状況等）	

(第8号様式)

年 月 日

認定こども園の認定の取消しに係る意見照会書

市町村長 殿

神奈川県知事 ○ ○ ○ ○

次の認定こども園の認定を取り消しますので、別紙意見書（別紙様式）によりご意見をくださるようお願いします。

施設の 名称 及び 所在地	名称				施 設 の 別	幼稚園・保育所・
	所在地					保育機能施設
	名称					保育機能施設
	所在地					
認定こども園の名称						
認定こども園の長の氏名						
利 用 定 員	施設の別	年齢区分	保育を必要とする子ども	保育を必要とする子ども以外の子ども		
	幼稚園	満3歳以上	人	人		
	保育所又は	満3歳未満	人	人		
	保育機能施設	満3歳以上	人	人		
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 施行規則第2条各号に掲げる事業のうち実施する子育て支援事業					1号・2号 3号・5号	
今回該当する 取消し要件						

(別紙様式)

認定こども園に係る市町村意見書

市町村名

認定こども園の名称	
認定こども園の所在地	
意見（地域の実情に応じた施設の開所時間及び開園日数、利用定員、子育て支援の内容、当該施設の運営状況等）	

(第9号様式)

年 月 日

認定こども園の認定に係る通知書

神奈川県知事 宛

市長 ○ ○ ○ ○

次の施設から認定こども園の認定の申請がありましたので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第7項の規定により通知します。

施設の 名称 及び 所在地	名称				施 設 の 別	幼稚園・保育所・
	所在地					保育機能施設
	名称					保育機能施設
	所在地					
認定こども園の名称						
認定こども園の長の氏名						
利 用 定 員	施設の別	年齢区分	保育を必要とする子ども		保育を必要とする子ども以外の子ども	
	幼稚園	満3歳以上	人		人	
	保育所又は	満3歳未満	人		人	
	保育機能施設	満3歳以上	人		人	
教育又は保育の 目標 及び主な内容						
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 施行規則第2条各号に掲げる事業のうち実施する子育て支援事業					1号・2号 3号・5号	
市町村との調整状況（開園日数、開園時間、利用定員、子育て支援事業等）						
事業開始予定日						

(第 10 号様式)

年 月 日

認定こども園に係る廃止届

神奈川県知事

殿

住所

設置者名

代表者職氏名

次の認定こども園について廃止をしたいので、神奈川県認定こども園の認定等に関する手続き要綱第 6 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

施設の名称 及び所在地	名称		施 設 の 別	幼稚園・保育所・ 保育機能施設
	所在地			
	名称			保育機能施設
	所在地			
認定こども園の名称				
認定こども園の長の氏名				
実 員	施設の別	年齢区分	保育を必要とする子ども	保育を必要とする子ども以外の子ども
	幼稚園	満 3 歳以上	人	人
	保育所又は 保育機能施設	満 3 歳未満	人	人
		満 3 歳以上	人	人
廃止予定年月日				
廃止の理由				
廃止後の連絡先		あて先 : 担当者 電話番号 : FAX 番号 :		
市町村との 調整状況				

〔添付書類〕

- ・ 辞退を決定した理事会等の議事録の写し（法人のみ）
- ・ 利用者への説明方法・内容がわかるもの
- ・ 利用児童の受入れ先一覧

設置趣意書（記載事項の例）

- 1 施設の名称（予定）
- 2 施設を設置するに至った経緯
- 3 施設を設置する必要性（理由）
- 4 施設の運営方針
- 5 教育及び保育の理念及び目標
- 6 施設で行う予定である主な（特徴的な）取組み

売買又は賃借に係る承諾書

(認定こども園の設置者名) 殿

(認定こども園名) 設立に際しては、次の土地について売買契約を（又は「期間20年間の賃貸借契約を、別紙土地賃貸借契約書（案）の内容により」）締結することを承諾します。

土地の所在	地 番	地 積 実測面積（公簿面積）
〇〇市〇〇町字〇〇	〇番〇	〇〇. 〇〇㎡（〇〇. 〇〇㎡）
〇〇市〇〇町字〇〇	〇番〇	〇〇. 〇〇㎡（〇〇. 〇〇㎡）

年 月 日

住所

氏名

印

※所在及び地番は、登記簿謄本のとおり記載してください。

※地権者（承諾者）の印鑑は登録済印鑑を使用し、印鑑登録証明書を添付してください。

※契約書（案）を左綴じで添付し、地権者（承諾者）の割印を押してください。

認定こども園設置に要する経費内訳書

(単位：千円)

費目	支出	財源					
	予定総額	自己資金	補助金 (県)	補助金 (市町村)	補助金 (機構)	借入金 (銀行)	その他 ()
土地							
建物							
什器備品							
設計管理費							
その他 ()							
計	0	0	0	0	0	0	0

※その他の場合は、() 内に内容を記載してください。

運営法人の概要

(元号) ●年●月●日現在

法人名称			
法人所在地			
設立日		(元号) 年 月 日	
職員数			
予算、決算額等		予算(千円)	決算(千円)
●年	収入		
	支出		
	残高	0	0
●年	収入		
	支出		
	残高	0	0
●年	収入		
	支出		
	残高	0	0
既に運営している事業			
①	名称		
	種別		
	規模	定員 名	実員 名
	所在地		
	事業開始日	(元号) 年 月 日	
②	名称		
	種別		
	規模		
	所在地		
	事業開始日		
③	名称		
	種別		
	規模		
	所在地		
	事業開始日		

定員及び収容状況表

1 認可定員※¹・利用定員※²

区分		0歳児	1歳児	2歳児	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
認可定員	1号子ども(人)								0
	2号、3号子ども(人)								0
	合計(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
	学級数								0
利用定員	1号子ども(人)								0
	2号、3号子ども(人)								0
	合計(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
	学級数								0

※1 認可定員：幼保連携型認定こども園の場合は、認定こども園としての認可定員・学級数を記載する。
幼保連携型以外の認定こども園は、幼稚園としての認可定員・学級数、保育所としての認可定員を記載する。

※2 利用定員：市町村から確認を受けた認定こども園としての利用定員を記載する。

2 収容状況※³

令和●年●月1日時点

区分		0歳児	1歳児	2歳児	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
現員	1号子ども(人)								0
	2号、3号子ども(人)								0
	合計(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
	学級数								0

※3 収容状況：直近の入所児童数及び学級数を記載する。

3 収容想定人数※⁴

令和●年●月1日見込み

区分		0歳児	1歳児	2歳児	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
想定人数	1号子ども(人)								0
	2号、3号子ども(人)								0
	合計(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
	学級数								0

※4 収容想定人数：開所日(変更の場合は変更日)の入所児童数及び学級数見込みを記載する。

4 【変更前】認可定員・利用定員（定員変更の場合のみ、変更前定員を記載）

区分		0歳児	1歳児	2歳児	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
認可定員	1号子ども(人)								0
	2号、3号子ども(人)								0
	合計(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
	学級数								0
利用定員	1号子ども(人)								0
	2号、3号子ども(人)								0
	合計(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
	学級数								0

学級編制表

1 学級数

<div></div>	満 3 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
学級数	0	0	0	0	0

2 学級ごと定員内訳

<div>定員</div> <div>学級名</div>	満 3 歳児		3 歳児		4 歳児		5 歳児		学級別人数		
	1 号	2 号	1 号	2 号	1 号	2 号	1 号	2 号	1 号	2 号	合計
									0人	0人	0人
									0人	0人	0人
									0人	0人	0人
									0人	0人	0人
									0人	0人	0人
									0人	0人	0人
									0人	0人	0人
									0人	0人	0人
									0人	0人	0人
									0人	0人	0人
									0人	0人	0人
									0人	0人	0人
									0人	0人	0人
									0人	0人	0人
									0人	0人	0人
年齢別人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人			
	0人		0人		0人		0人				

施設概要書

1 土地及び建物の規模及び構造

区分		面積等
土地	敷地面積	0.00㎡
	うち借用部分	0.00㎡
	借用先	●●●●●
建物	建物の構造	●●●●造●階建
	建築面積	0.00㎡
	延床面積	0.00㎡
	うち借用部分	0.00㎡
	借用先	●●●●●

区分		面積等
屋外遊技場	園庭面積	0.00㎡
	屋上園庭面積	0.00㎡
	代替地面積	0.00㎡
	代替地名称	●●●公園
計		0.00㎡

2 建物の面積

室名		室数	壁芯面積	有効面積※1	備 考
乳児室 ほふく室	0歳	0	0.00㎡	0.00㎡	
	1歳	0	0.00㎡	0.00㎡	
	計	0	0.00㎡	0.00㎡	
保育室 遊戯室	2歳	0	0.00㎡	0.00㎡	
	満3歳	0	0.00㎡	0.00㎡	
	3歳	0	0.00㎡	0.00㎡	
	4歳	0	0.00㎡	0.00㎡	
	5歳	0	0.00㎡	0.00㎡	
	遊戯室	0	0.00㎡	0.00㎡	
	計	0	0.00㎡	0.00㎡	
一時預かり事業保育室		0	0.00㎡	0.00㎡	
こども誰でも通園制度保育室		0	0.00㎡	0.00㎡	
職員室		0	0.00㎡		
保健室		0	0.00㎡		
調理室		0	0.00㎡		
便所		0	0.00㎡		児童用:大便器●基・小便器●基、大人用:●基
その他			0.00㎡		

※1 有効面積:内法面積から固定式家具等の保育に活用出来ない部分を除いた面積

3 設備等の設置状況

設備の区分	設置の有無	設置場所(園舎名・階数等)	留意事項等
飲料水用設備			必須(幼保連携型)※2
手洗用設備			必須(幼保連携型)※2
足洗用設備			必須(幼保連携型)※2
放送聴取設備			努力義務(幼保連携型)※3
映写設備			努力義務(幼保連携型)※3
水遊び場			努力義務(幼保連携型)※3
園児清浄用設備(シャワー等)			努力義務(幼保連携型)※3
図書室			努力義務(幼保連携型)※3
会議室			努力義務(幼保連携型)※3
多目的トイレ			
調理員専用便所			調理室を設置する場合記入
調乳室			乳児を入所させる場合記入
沐浴室			乳児を入所させる場合記入

※2 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第11条第1項

※3 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第11条第8項

施設概要書（変更用）

1 土地及び建物の規模及び構造

区分		面積等		
		新	旧	面積増減
土地	敷地面積	0.00㎡	0.00㎡	－
	うち借用部分	0.00㎡	0.00㎡	－
	借用先	●●●●●●	●●●●●●	
建物	建物の構造	●●●●●造●階建	●●●●●造●階建	
	建築面積	0.00㎡	0.00㎡	－
	延床面積	0.00㎡	0.00㎡	－
	うち借用部分	0.00㎡	0.00㎡	－
	借用先	●●●●●●	●●●●●●	

区分		面積等		
		新	旧	面積増減
屋外遊戯場	園庭面積	0.00㎡	0.00㎡	－
	屋上園庭面積	0.00㎡	0.00㎡	－
	代替地面積	0.00㎡	0.00㎡	－
	代替地名称	●●●公園	●●●公園	
	計	0.00㎡	0.00㎡	－

2 建物の面積

室名		新			旧			面積増減		備 考
		室数	壁芯面積	有効面積※1	室数	壁芯面積	有効面積※1	壁芯面積	有効面積※1	
乳児室 ほふく室	0歳	0	0.00㎡	0.00㎡	0	0.00㎡	0.00㎡	－	－	
	1歳	0	0.00㎡	0.00㎡	0	0.00㎡	0.00㎡	－	－	
	計	0	0.00㎡	0.00㎡	0	0.00㎡	0.00㎡	－	－	
保育室 遊戯室	2歳	0	0.00㎡	0.00㎡	0	0.00㎡	0.00㎡	－	－	
	満3歳	0	0.00㎡	0.00㎡	0	0.00㎡	0.00㎡	－	－	
	3歳	0	0.00㎡	0.00㎡	0	0.00㎡	0.00㎡	－	－	
	4歳	0	0.00㎡	0.00㎡	0	0.00㎡	0.00㎡	－	－	
	5歳	0	0.00㎡	0.00㎡	0	0.00㎡	0.00㎡	－	－	
	遊戯室	0	0.00㎡	0.00㎡	0	0.00㎡	0.00㎡	－	－	
	計	0	0.00㎡	0.00㎡	0	0.00㎡	0.00㎡	－	－	
一時預かり事業保育室		0	0.00㎡	0.00㎡	0	0.00㎡	0.00㎡	－	－	
こども誰でも通園制度保育室		0	0.00㎡	0.00㎡	0	0.00㎡	0.00㎡	－	－	
職員室		0	0.00㎡		0	0.00㎡		－		
保健室		0	0.00㎡		0	0.00㎡		－		
調理室		0	0.00㎡		0	0.00㎡		－		
便所		0	0.00㎡		0	0.00㎡		－		
その他			0.00㎡			0.00㎡		－		

※1 有効面積:内法面積から固定式家具等の保育に活用出来ない部分を除いた面積

職員組織表

職名※ ¹	常勤	非常勤※ ² (常勤換算値)	計
園長			0人
副園長			0人
教頭			0人
主幹保育教諭			0人
保育教諭			0人
事務職員			0人
調理員			0人
その他職員			0人
園医			0人
園歯科医			0人
園薬剤師			0人

※1 園則に記載されている職員組織の職名に準じて作成すること。

※2 非常勤職員の常勤換算値は、非常勤職員の1か月の勤務時間数の合計を、就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間で除して、換算すること。（小数第2位以下切り捨て）

職員名簿

令和●年●月●日時点（または見込み）

No	職名 ※1	氏名	年齢	職務分担 (学級担任、担当事業名等)	資格免許の有無※2			勤務形態 ※3	非常勤職員の常勤換算値 ※4	経験年数	予定給与月額 (本俸のみ)	備考 ※5
					保育士資格	幼稚園免許	その他					
例	保育教諭	●●● ●●	30	4歳児学級担任	○	○	看護師	常勤・専任		9年6ヶ月	267,000	旧姓：◆◆
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												
27												
28												
29												
30												
園医			医院名： 所在地：									
園歯科医			医院名： 所在地：									
園薬剤師			医院名： 所在地：									

- ※1 職名は園則に記載されている名称を使用すること。
- ※2 幼保連携型認定こども園のみ：保育教諭等で、保育士資格・幼稚園免許の一方を未取得の場合は、今後の取得見込みを備考欄に記載すること。
- ※3 「勤務形態」欄で兼任の場合は、兼務している施設名・職名等について、備考欄に記載すること。
- ※4 非常勤職員の常勤換算値は、非常勤職員の1か月の勤務時間数の合計を、就業規則等で定めた常勤職員の1カ月の勤務時間で除して、換算すること。
(小数第2位以下切り捨て)
- ※5 資格免許証等で名字が変わっている場合は、備考欄に旧姓を記載すること。

[勤務表]

施設名

就業規則で定める常勤職員の勤務時間数月 0 時間

時間帯別勤務状況

時間帯				<div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><div></div><</div>																	
-----	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

園長の就任承諾書

(元号) 年 月 日

(設置者の代表者) 殿

住所
氏名

印

私は、(元号) 年 月 日をもって(認定こども園の名称)の園長
に就任することを承諾いたします。

園長が法第 26 条において準用する学校教育法第 9 条各号に掲げる者でないことを誓約する書類

(園長就任者の氏名) は、次のいずれにも該当していないことを誓約します。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられた者
- 三 教育職員免許法第 10 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から 3 年を経過しない者
- 四 教育職員免許法第 11 条第 1 項から第 3 項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3 年を経過しない者
- 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(元号) 年 月 日

(設置者名)

(代表者の氏名) 印

幼稚園教諭免許状を有しない者を学級担任とすることの理由書

本認定こども園においてすべての学級担任を幼稚園教諭免許状を有する者とすることが困難であるため、神奈川県認定こども園の認定の基準に関する取扱基準第3条第1項の規定に基づき、次の者を学級担任として任命します。

学級担任を幼稚園教諭免許状を有する者とすることが困難である理由	
学級担任とする者	
氏 名	
児童福祉施設等における保育の実務経験	
意欲、適性及び能力等に関する所見	

保育士登録を受けていない者を教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者とするものの理由書

本認定こども園において必要な数の教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者を保育士登録を受けている者とするのが困難であるため、神奈川県認定こども園の認定の基準に関する取扱基準第3条第2項の規定に基づき、次の者を教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者として任命します。

教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者を保育士登録を受けている者とするのが困難である理由	
教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者	
氏 名	
幼稚園における教育の実務経験等	
意欲、適性及び能力等に関する所見	

教育及び保育の内容に関する計画書

理念・事業運営方針	
園の教育・保育目標	
特色ある教育と保育	
認定こども園に固有の事情として配慮すべき内容	
<div style="display: flex;"> <div style="background-color: #e6f2ff; padding: 5px; width: 20%;"> 集団生活の経験年数が異なることへの配慮 </div> <div style="flex-grow: 1;"></div> </div>	
<div style="display: flex;"> <div style="background-color: #e6f2ff; padding: 5px; width: 20%;"> 利用時間等の違いへの配慮 </div> <div style="flex-grow: 1;"></div> </div>	
<div style="display: flex;"> <div style="background-color: #e6f2ff; padding: 5px; width: 20%;"> その他 </div> <div style="flex-grow: 1;"></div> </div>	
教育及び保育の環境の構成の留意点	
家庭との連携	
小学校教育への接続の工夫・小学校との連携	

1日の流れ（デイリープログラム）				
時間	1号認定子ども	2号認定子ども	3号認定子ども	保育者の動き・配慮
7:00				
8:00				
9:00				
10:00				
11:00				
12:00				
13:00				
14:00				
15:00				
16:00				
17:00				
18:00				
19:00				
20:00				

※必要に応じて、区切りなどを変えてください。

子育て支援事業実施計画書

実施する事業名	
子育て支援事業の分類 ^{※1} (該当するものに○印)	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条各号に掲げる事業のうち、以下に該当します。 第1号 ・ 第2号 ・ 第3号 ・ 第4号 ・ 第5号
事業の内容	
実施日数及び実施時間	
事前申込の有無 (有：申込方法等を記載)	
職員配置	
利用者負担	
周知方法	
市町村の意見	
そ の 他	

管理運営に係る計画書

開所曜日	月・火・水・木・金・土・日		
休園日	1号子ども		
	2号、3号子ども		
開所時間、教育・保育時間	平日	土曜日	日・祝日
開所時間			
教育標準時間			
保育標準時間			
保育短時間			
在園児 預かり・延長保育時間	平日	土曜日	日・祝日
1号子ども			
2号、3号子ども (保育標準時間認定児)			
2号、3号子ども (保育短時間認定児)			
情報開示の体制			
障害児等特別の配慮を要する 子どもの受入れに関する 必要な措置			
子どもの健康を確保するための 必要な措置(保健計画 の策定、健康診断の実施回数等)			
子どもの安全を確保するための 必要な措置(安全計画 の策定、安全点検の実施、 防災訓練の実施等)			
食事の提供体制	1号子ども	☐ 自園調理 ☐ 外部搬入 ☐ 弁当持参	
	2号子ども	☐ 自園調理 ☐ 外部搬入	
	3号子ども	☐ 自園調理 ☐ 外部搬入(公立幼保連携型認定こども園の特区制度活用)	
	備考(曜日で異なる場合等記載)		
栄養士による指導体制			
食育への取組			
アレルギー等その他必要な配慮(職員間での情報共有方法、除去食の提供方法等)			
補償の体制(加入している保険の名称や補償内容)			
利用者負担に関する規定の名称(園則、運営規定等)			

職員研修実施計画書

[illegible]

園具及び教具の明細表

品 名	数量	単価（円）	金額（円）	備 考
机（ 人用）			0	
椅子（ 人用）			0	
黒板			0	
すべり台			0	
ぶらんこ（ 人用）			0	
砂遊び場			0	
積み木	組		0	
がん具	組		0	
紙芝居用具			0	
絵本その他の教材用図書			0	
ピアノ			0	
オルガン			0	
簡易楽器 ※ ¹	一式		0	
保健衛生用具 ※ ²	一式		0	
飼育栽培用具 ※ ³	一式		0	
絵画制作用具 ※ ⁴	一式		0	
放送聴取設備 ※ ⁵	一式		0	
映写設備 ※ ⁶	一式		0	
C D ※ ⁷			0	
関係法令図書 ※ ⁸			0	
教材用図書 ※ ⁸			0	

（作成上の注意）

- (1) 金額について、新規に購入するもの以外は、公認会計士又は税理士が評価した価額としてください。
- (2) 申請書提出時に購入予定のものについては、売買契約書又は請書を添付してください。
- (3) 減価償却済みの物品であっても、備忘価額等を記載してください（0円とはしないでください）。
- (4) 机、いす等は、1人用、2人用、4人用等によって、数量・金額を区分して作成してください。
- (5) この品名のみにとらわれることなく、その他の園具、教具も品名ごとに適宜行追加して記載してください。
- (6) 備考欄には、「購入予定年月日」等を記載してください。

（用語の説明）

- (※1) 「簡易楽器」とは、太鼓、シンバル、トライアングル、カスタネット、木琴などです。
- (※2) 「保健衛生用具」とは、ベッド、布団類、薬品戸棚等の保健室備品並びに体重計、身長計、座高計、視力検査表、体温計等の健康診断用計器類などです。
- (※3) 「飼育栽培用具」とは、植木鉢、鳥かご、水槽、シャベル、バケツ、じょうろ、プランターなどです。
- (※4) 「絵画制作用具」とは、画架、粘土板、筆、クレヨン、絵の具、フェルトペン、鉛筆などです。
- (※5) 「放送聴取設備」とは、テレビ、ラジオ、園内放送設備などです。
- (※6) 「映写設備」とは、映写機、オーバーヘッドプロジェクターなどです。
- (※7) 教材用のC D、ビデオテープは備品扱いですので、必ず記載してください。
- (※8) 「図書」は、保存を前提とする絵本などの教材用図書、関係法令図書等を記載し、雑誌は含めません。また、減価償却済みとしないでください。

認定こども園における調理業務の委託要件確認票

【根拠】「幼保連携型認定こども園における食事の外部搬入等について」

(平成28年1月18日付 府子本第448号 27文科初第1183号 雇児発0118第3号))

要件等	確認の方法 (契約書の条文番号等を記載)	適合
1 調理業務の委託に係る留意事項		
【調理室】 施設内の調理室を使用して調理させること。 ① ※調理室を学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定されている学校の給食施設と供用する場合は、「5 調理室を学校の給食施設と併用する場合について」の要件を満たすこと		☐
【栄養面の配慮】 ② 認定こども園や保健所・市町村等の栄養教諭その他の栄養士により、衛生面及び献立等について栄養面や食育の観点等での指導を受けられるような体制にあるなど必要な配慮がなされていること。		☐
2 施設の実行業務		
① 受託事業者に対して、認定こども園における給食の意義・重要性を認識させること。		☐
② 入所園児の栄養基準及び献立の作成基準を受託業者に明示するとともに、献立表が当該基準どおり作成されているか事前に確認すること。		☐
③ 献立表に示された食事内容の調理等について、必要な事項を現場作業責任者に指示を与えること。		☐
④ 毎回、あらかじめ責任者を定めて、園児の摂食前までに検食を行うこと。また、異常があった場合には給食を中止すること。		☐
⑤ 受託業者が実施した給食業務従事者の健康診断及び検便の実施状況並びに結果を確認すること。		☐
⑥ 調理業務の衛生的取扱い、購入材料その他契約の履行状況を確認すること。		☐
⑦ 随時園児の嗜好調査の実施及び喫食状況の把握を行うとともに、栄養基準を満たしていることを確認すること。		☐
⑧ 食育に関する計画に基づき食事の提供が行えるように、受託業者と連携すること。		☐
⑨ 適正な発育や健康の保持増進の観点から、入所児童及び保護者に対する栄養指導を積極的に進めるよう努めること。		☐
3 受託業者について		
① 認定こども園における給食の趣旨を十分認識し、適正な給食材料を使用するとともに所用の栄養量が確保される調理を行うことができ、かつ衛生管理体制の確立等により安全性の高い品質管理に努めた食事を提供できる能力を有する者であること。		☐
② 調理業務の運営実績や組織形態からみて、当該受託業務を継続的かつ安定的に遂行できる能力を有すると認められる者であること。		☐
③ 受託業務に関し、専門的な立場から必要な指導を行う栄養士等が確保されていること。		☐
④ 調理業務に従事する者の大半は、当該業務について相当の経験を有すること。		☐
⑤ 調理業務従事者に対して、定期的に、衛生面及び技術面の教育又は訓練を実施すること。		☐
⑥ 調理業務従事者に対して、定期的に、健康診断及び検便を実施すること。		☐
⑦ 不当販売行為等健全な商習慣に違反する行為を行わない者であること。		☐

認定こども園における調理業務の委託要件確認票

【根拠】「幼保連携型認定こども園における食事の外部搬入等について」

（平成28年1月18日付 府子本第448号 27文科初第1183号 雇児発0118第3号）

要件等	確認の方法 (契約書の条文番号等を記載)	適合
4 業務の委託契約について		
① 施設が調理業務を業者に委託する場合には、その契約内容、施設と受託業者との業務分担及び経費負担を明確にした契約書を取り交わすこと。 なお、その契約書には、「3 受託業者について」の①、④、⑤及び⑥に係る事項及び次の②～⑤に掲げる事項を明確にすること。		☐
② 受託業者に対して、施設側から必要な資料の提出を求めることができるとともに、その結果、改善の必要があると認める場合には、認定こども園は必要な指導・助言を行うことができること。		☐
③ 受託業者が契約書で定めた事項を誠実に履行しないと認定こども園が認めたとき、その他受託業者が適正な給食を確保する上で支障となる行為を行ったときは、契約期間中であっても認定こども園側において契約を解除できること。		☐
④ 受託業者の労働争議その他の事情により、受託業務の遂行が困難となった場合の業務の代行保証に関すること。		☐
⑤ 受託業者の責任で法定伝染病又は食中毒等の事故が発生した場合及び契約に定める義務を履行しないため認定こども園に損害を与えた場合は、受託業者は認定こども園に対し損害賠償を行うこと。		☐
5 調理室を学校の給食施設と併用する場合について（※該当しない場合記入不要）		
① 離乳食・アレルギー食等への対応が可能である設備・体制を整えること。		☐
② 園児の食事の内容・回数・時機に適切に応じることができること。		☐
③ 学校給食の円滑な実施に影響を与えないよう教育委員会と密接に連携し実施すること。		☐
④ 学校の給食施設と併用する認定こども園の調理室については、教育委員会や学校と密接に連携し、適切に管理すること。		☐

給食外部搬入実施計画書

受託業者が、衛生面 や栄養面等、調理業 務を適切に遂行でき る能力を有すること の確認	受託業者名 :
給食の外部搬入を実 施する日	
加熱、保存のための 設備（再加熱を行う ための設備、冷蔵庫等 保存のための設備）	
搬入経路、配膳の場 所及び方法	
子どもの発達段階や 健康状態に応じた食 事の提供方法（食事 の内容、回数及び時機 等、個々に適切に応じ ることについて）	
アレルギーやアトピー 等への配慮状況 （職員間での情報共有 方法、除去食の提供方 法等）	
食育に関する計画に 基づいた食事の提供 について	
衛生面における質の 確保方法	

【給食外部搬入実施要件】

- (1) 園児に対する食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- (2) 当該認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養教諭その他の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、必要な配慮が行われること。
- (3) 調理業務の受託者を、当該認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者としてすること。
- (4) 園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- (5) 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。
- (6) 外部搬入を実施する認定こども園においては、調理室を備えないことができるが、その場合でも加熱、保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を備えること。具体的には、再加熱を行うための設備、冷蔵庫等の保存のための設備、給食を配膳するための適切な用具及びスペース、体調不良児等の対応に支障が生じない設備等を有すること。
- (7) 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準を遵守するとともに、学校給食衛生管理基準を参考にする等、衛生面における質の確保を図ること。また、保健衛生面・栄養面については保健所等による助言・相談に従うとともに、調理業務の委託・受託については、「保護施設等における調理業務の委託について」（昭和 62 年厚生省通知）及び「保育所における調理業務の委託について」（平成 10 年厚生省通知）の内容にも十分留意すること。

【根拠】〔「幼保連携型認定こども園における食事の外部搬入等について」

（平成 28 年 1 月 18 日付 府子本第 448 号 27 文科初第 1183 号 雇児発 0118 第 3 号）〕

【認定こども園】収支予算書（●カ年）

単位：円

科 目	令和●年度	令和●年度	令和●年度	備考
施設型給付費（公定価格）				
補助金				
給食費				主食費：●円、 副食費：●円（人）
利用者負担金（保育料）				預かり保育料、延長保育料等
手数料				
寄付金				
前年度繰越支払資金				
収入計－①	0	0	0	

科 目	令和●年度	令和●年度	令和●年度	備考
人件費	0	0	0	
職員俸給				
職員諸手当				処遇改善Ⅰ、Ⅱ、Ⅲに基づく手当等
非常勤職員給与				
退職共済掛金等				
法定福利費				社会保険料 等
旅費交通費				職員の通勤に係る経費
事務費	0	0	0	
研修費				外部研修費 等
事務消耗品費				文房具、コピー用紙 等
水道光熱費				
修繕費				修繕積立 等
広報費				求人のための広告 等
損害保険料				
賃借料				
事業費	0	0	0	
給食費				
保健衛生費				
保育材料費				
教材費				
行事費				
借入金利息				
借入金元金償還金				
翌年度繰越支払資金				
支出計－②	0	0	0	

※科目は適宜、追加してください。

令和●年度	令和●年度	令和●年度
①－②＝差引額	①－②＝差引額	①－②＝差引額
0	0	0

設置者が法第 17 条第 2 項各号に該当しないことを誓約する書類

(設置者名) は、次のいずれにも該当していないことを誓約します。

- 一 申請者が、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「法」という。）その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成 年政令代 203 号。以下「政令」という。）で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者である
- 二 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者である
- 三 申請者が、法第 22 条第 1 項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者である
- 四 申請者が、法第 22 条第 1 項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に前項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して 5 年を経過しないものである
- 五 申請者が、法第 19 条第 1 項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき法第 22 条第 1 項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から 10 日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に法第 17 条第 1 項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して 5 年を経過しないものである
- 六 申請者が、認可の申請前 5 年以内に教育又は保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者である
- 七 申請者の役員又はその長のうちに次のいずれかに該当する者がある
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ロ 一、二又は六に該当する者
 - ハ 法第 22 条第 1 項の規定により認可を取り消された幼保連携型認定こども園において、当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内にその幼保連携型認定こども園の設置者の役員又はその園長であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの
 - ニ 四に規定する期間内に前項の規定により廃止した幼保連携型認定こども園（当該廃止について相当の理由がある幼保連携型認定こども園を除く。）において、同号の通知の日前 60 日以内にその設置者の役員又はその長であった者で当該廃止の認可の日から起算して 5 年を経過しないもの

(元号) 年 月 日

(設置者名)

(代表者の氏名) 印

園児の処置方法

		園名						
		0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	
在園児の処遇 (1号)	卒園まで在籍	人	人	人	人	人	人	
	転園	園						
	退園							
	未定							
	計							
	在園児の処遇 (2、3号)	卒園まで在籍						
転園		園						
退園								
未定								
計								
保護者への説明会等の開催状況 (又は予定)								
保護者からの意見等								
園児募集の計画								
2号認定、3号認定の園児の 処遇についての市町村との 調整状況								

(記入欄が不足する場合は、適宜追加又は別紙(様式自由)に記入してください。)

教育及び保育の実績報告書

理念・事業運営方針	
園の教育・保育目標	
特色ある教育と保育	
認定こども園に固有の事情として配慮すべき内容	
<div> <div>集団生活の経験年数が異なることへの配慮</div> <div>利用時間等の違いへの配慮</div> <div>その他</div> </div>	
教育及び保育の環境の構成の留意点	
家庭との連携	
小学校教育への接続の工夫・小学校との連携	

職員研修実績報告書

研修内容	園 内	園 外	対象者	実施時期	研修 方法	実施者 (講師)
【記入例】 虐待・不適切保育の防止	○		全員	5 月	講義	外部講師（臨床心理士）

子育て支援事業実績報告書

実施した事業名	
子育て支援事業の分類※1 (該当するものに○印)	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条各号に掲げる事業のうち、以下に該当します。 第1号 ・ 第2号 ・ 第3号 ・ 第4号 ・ 第5号
事業の内容	
実施日数及び実施時間	
事前申込の有無 (有：申込方法等を記載)	
職員配置	
利用者負担	
周知方法	
利用の実績	
その他	

管理運営に係る実績報告書

開所曜日	月・火・水・木・金・土・日		
休園日	1号子ども		
	2号、3号子ども		
開所時間、教育・保育時間	平日	土曜日	日・祝日
開所時間			
教育標準時間			
保育標準時間			
保育短時間			
在園児 預かり・延長保育時間	平日	土曜日	日・祝日
1号子ども			
2号、3号子ども (保育標準時間認定児)			
2号、3号子ども (保育短時間認定児)			
情報開示の体制			
障害児等特別の配慮を要する子どもの受入れに関する必要な措置			
子どもの健康を確保するための必要な措置(保健計画の策定、健康診断の実施回数等)			
子どもの安全を確保するための必要な措置(安全計画の策定、安全点検の実施、防災訓練の実施等)			
食事の提供体制	1号子ども	☐ 自園調理 ☐ 外部搬入 ☐ 弁当持参	
	2号子ども	☐ 自園調理 ☐ 外部搬入	
	3号子ども	☐ 自園調理 ☐ 外部搬入(公立幼保連携型認定こども園の特区制度活用)	
	備考(曜日で異なる場合等記載)		
栄養士による指導体制			
食育への取組			
アレルギー等その他の必要な配慮(職員間での情報共有方法、除去食の提供方法等)			
補償の体制(加入している保険の名称や補償内容)			
利用者負担に関する規定の名称(園則、運営規定等)			

給食外部搬入実施報告書

受託業者名	
給食の外部搬入を実施した日	
献立等について栄養士等からの指導体制	
搬入経路、加熱、保存、配膳の実施場所及び方法	
子どもの発達段階や健康状態に応じた食事の提供実績（食事の内容、回数及び時機等、個々に適切に応じた実績について）	
アレルギーやアトピー等への配慮実績	
食育に関する計画に基づいた食事の提供実績	
衛生面における質の確保方法	